

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議 録 (3) (17. 3 定)			
日 時	平成 17 年 10 月 19 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、武井副委員長、山田・小前・井川・菊地・大橋・ 大畠・佐々木(茂)・古沢・高橋・斉藤(陽)各委員		
説明員	教育長、総務・財政・経済・港湾・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木茂委員、斉藤陽一良委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。森井委員が大橋委員に、吹田委員が小前委員に、見楚谷委員が井川委員に、秋山委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総務・経済両常任委員会所管事項の質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

山田委員

常備消防費について

それでは、まず決算の中から、消防関連に関して聞きます。今、まさに秋の火災予防週間中でございます。本市の市民の生命・財産を守るために、日夜、鍛錬・努力をされていることと思います。本年に入り、活動状況も激しさを増して、消火・救助活動、予防啓発活動、また、消防団一斉活動と、まさに目の回る忙しさをしていることと思います。そこで聞きますが、今、話題に上っています大阪職員の被服費等、そういった関連で大きな問題になっておりますが、本市の消防署員、このことに関しての被服等購入費、これについてどのようになっているのか、まず初めにお聞かせください。

(消防) 総務課長

被服等の購入費でございますけれども、これにつきましては、小樽市消防吏員の被服等給与及び貸与規則等に基づきまして被服の購入をするものでございます。この給付につきましては、使用期間が定められておりまして、例えば制服であれば3年、活動服、救助服、救急服であれば1年、このようになってございます。

山田委員

1年、3年ということで、いろいろと使用状況において差があると思います。そこで聞きますが、ある程度こういう活動の中でも節約している部分があればお聞かせ願いたいと思います。

(消防) 総務課長

節約をしている部分ということでございますけれども、使用期間につきましては、規則の中でも業務の内容、その他により、適宜短縮又は延長することができると一応されてございます。このような財政状況でございますので、使用できるものは使用期間を延長して使用しているという状況でございます。

また、昨年ですけれども、制服の支給年でございましたけれども、16年度は制服は上下で42着の購入ということでございます。

山田委員

まさに、こういった小さいことからこつこつと本当に節約され、本当に使える部分に経費を充てていただければと思います。

また、次の質問ですが、本当に少ない予算で大きな効果を求められる防火意識の啓発事業費、これについてどのような活動をされているのか、また、苦労話がもしあればお聞かせ願いたいと思います。

また、夜回りや防火街頭啓発活動、これらに係るそれこそ時期だと思えます。その中でも初期消火、予防活動事業費、その状況もあわせてお聞かせ願いたいと思います。

(消防) 予防課長

防火意識啓発事業費でございますが、これにつきましては、春・秋の火災予防運動や歳末特別警戒、これらの火災予防の啓発、また、年間を通しての各種防火事業等で使用いたします広報資機材の購入であります。この事業費で購入いたしました広報資機材、効率的な活用を図り、火災予防の効果が上がるよう工夫・努力しておりますが、特に今年は火災が非常に多く発生しているということで、市民や各事業所に対する広報活動につきましては、FM おたるとか新聞報道、それらについていただき、また、春・秋の火災予防運動につきましては、車両による広報活動などを行っています。これにつきましては消防団の協力を仰ぎながら実施しているところでございます。ただ、こういう広報活動を我々は進めているわけですが、市民の皆さんが火災が自分のことだと認識していただいているのかどうかということが我々はちょっとつかみづらいということで、その辺の部分については苦慮しているところでございます。

次に、初期消火、予防活動事業費でございますが、この事業は財団法人日本消防協会が財団法人自治総合センターから受けられる助成金を財源といたしまして、町内会の婦人防火クラブの育成強化、これを図るための助成金でございます。安全で災害に強い地域づくりの推進をするための事業でございます。16年度につきましては、初期消火活動及び予防活動事業費として、小樽市が助成を受けたものでございます。これにつきましては、可搬式消防ポンプ1式、また、広報活動のための液晶プロジェクト1式の購入費用として助成を受けたものでございます。現在、可搬式消防ポンプにつきましては、天神の訓練所、ここに置いております。婦人防火クラブはじめ少年消防クラブなどの研修等、これについて使用してまいりたいと考えております。今後もこの助成事業につきましては、申請いたしまして機材を整備して、さまざまな場面で活用してまいりたいというふうに考えております。

山田委員

ますますやはり地域のそういう防災力、防火力、そういった活動で使われることを切に願っております。

次に、救急活動、このことについて聞きますが、運ばれてくる患者の状態に応じて、救急する隊員の対応がますます難しくなっていることと思っております。そこで聞きますが、この決算書の中にも書いてありますが、救急隊員の感染防止予防事業費、また、救助資材の増強整備費、これについてのであれば現状の問題点と対応策、今までに事例があれば何点かお聞かせ願いたいと思います。

(消防) 警防課長

救急隊員の感染防止事業並びに救助資機材の増強整備についての現状の問題点と対応策ということでの御質問でございますが、救急隊員は職務上、各病原体から感染の危機にさらされているという状況があります。また、他の方の2次感染を防ぐ意味でも、隊員自身の予防と救急車両の消毒を行うことが、これは必要不可欠というふうに考えております。

また、感染、いわゆるSARSに関しましては、平成15年に小樽市保健所、市立小樽病院、市立小樽第二病院、また、消防本部とあわせて、SARSの対応についての訓練を行っているところであります。

また一方、救助資機材の増強につきましては、この事業は各種救助資機材の増強整備を行うもので、平成16年度は水難関係の資機材を増強いたしました。水難関係にありましては、平成8年度に水面上の活動を行ってまいりましたが、平成12年度に潜水資機材、これを2セット、また平成16年度に2セット用意いたしまして、昨年8月1日からいわゆる潜水を伴う救助出動ということで現在に至っているところであります。

山田委員

まさにそういった活動が多岐多様にわたっているということで、本当に頑張っていただきたい点だと思います。

以上が、常備消防費からの質問なのですが、次に、非常備消防費の方から何点か聞かせていただきたいと思います。

非常備消防費について

まず、この中で火災予防広報費、この内容などをまずお聞かせ願いたいと思います。最近では、消防団、この方々が火災現場に駆けつける事例が数多く見られるようになりました。また、安全対策、今回の整備事業で決算の中でも示されていると思いますが、この内容についてもお聞かせ願いたいと思います。

(消防) 村岡主幹

火災予防広報費のお尋ねでございますけれども、火災予防広報費は消防団が行う火災予防広報活動に関し、火の用心ののぼりを購入し、常時掲示又は春・秋火災予防運動期間中及び歳末警戒時に掲示し、火災予防を呼びかけているものでございます。なお、平成16年度の火災予防広報費につきましては、火の用心ののぼり110本を購入し、全18分団に配置をしてございます。

続きまして、消防団員と安全装備品の関係でございますけれども、消防団員安全装備品整備事業費につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金の消防団員安全装備品整備等助成事業を導入した事業であり、火災・災害現場における消防団員の安全確保のため、投光機 1 式を購入したものでございます。投光機は出力600ボルト・アンペアで、連続 4 時間運転可能なホンダ製発電機、30メートルのコードリールを備えた投光機 5 セットを購入いたしました。本投光機は、現場活動に使用するとともに、団員が夜間、グラウンド等における訓練等にも使っております。配置につきましては、第 1 分団から第 5 分団に配置しておりまして、他の分団については既に配置済みということでございます。

山田委員

ますますそういった消防団の活動の中でも、ある程度機械化、そういう装備、そういうものの充実がされていることを本当にうれしく思っております。

昨年、前田議員より質疑があったと思いますが、消防団の被服購入費、これについて15年度から22年度にかけて整備計画があると聞いておりました。16年度の内容、状況をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

(消防) 村岡主幹

団員被服購入経費につきましては、消防団員が現場活動、また、火災予防広報活動を行う際に着用する被服を購入するものでございまして、購入した被服等は新入団員への支給及び現団員の更新等を行っております。平成16年度は団員被服購入費、支出といたしまして、活動服 5 着、制服16着、防火衣17着、この防火衣につきましては、防火ヘルメット、防火衣、防火長靴、これを購入しております。先ほど委員がおっしゃいましたとおり、活動服、制服、防火衣等の制度につきましては、平成15年度から平成22年度まで、整備計画により購入を進めているところでございます。

山田委員

少ない予算でいろいろな活動をしていることを本当に今回改めて知らされました。できれば私個人的には、まだまだ予算の方、議決していったら充実させていければと思っております。

株式会社マリンウェーブについて

次に、質問を移したいと思います。株式会社マリンウェーブ、さきの成田議員の一般質問の中でも、これからはますます海洋開発、それについての推進、若しくは親水性に富んだ積極的な取組をしなければならないと考える一人です。そこで聞きます。今回の決算書の中に書いてありますマリンウェーブの満隻数300隻であったうちが、15年度295隻、16年度280隻となった現状、これの満隻に対する対策、これとあわせてマリーナの利用状況、もしわかればお聞かせ願いたいと思います。

(港湾) 企画振興課長

300隻を下回っている理由でございますけれども、全国的な傾向とは聞いておりますけれども、長引く景気の低迷、それからオーナーの高齢化、周辺施設への流出などが主たる要因と分析しております。これに対する対策といたし

ましては、一つには地域顧客拡大を図るため、ポートショーやマリン雑誌、パブリシティの活用による P R 事業を積極的に展開すること、さらにはキャプテン体験やレンタルポート事業、ヨットスクールの開催による新規会員に努めていくとしております。実際に、この体験事業の中から会員になられた方がいるということで聞いております。

山田委員

私も最近、余市とかほかの施設でも係留料とかが安くて、そちらの方に行っているのもわかっております。

続いて、内容的には本当に黒字経営を続けられ、営業利益では1,508万4,601円、利益では723万9,688円出していると聞いております。この貸借対照表の中でも利益準備金のように、もし将来を見据えた施策があれば何かお聞かせ願いたいと思います。

(港湾) 企画振興課長

積立金につきましては、現在の施設の維持補修に多額な経費を要するというので、このために積み立てているということで伺っております。現在、若竹水面が遊休となっていると、委員の御指摘もありましたけれども、その利用につきましては、将来的には視野に入っているような話で聞いております。

山田委員

本当にばく大な費用がかかりますので、そこは優遇施策があるので、今後ともまた検討していただきたいと思えます。

それでは、決算の内訳書の中から何点が聞きます。特に、販売経費の中から一番金額の多い広告宣伝費、それと内容が把握しにくいのですが、サービス料という名目、その内容、大項目でよろしいですからお聞かせ願いたいと思えます。

(港湾) 企画振興課長

まず、販売費の広告宣伝費についてでありますけれども、これにつきましてはカタログ、パンフレットの印刷、それから新聞・雑誌の広告費や各種協賛金、イベント開催費用等でございます。

次に、サービス料についてでございますけれども、これにつきましては、マリンウェーブ利用者の安全確保のための海上パトロールの船舶燃料費、また、保管艇の修理代でございます。修理代につきましては、一部保険料が雑収入としてございます。

山田委員

そうですね。市役所の渡り廊下の方にもいろいろなパンフレットを置く場がありますので、もしあればそういったところにもそういったようなパンフレットを置いていただければということで、よろしく願いいたします。

次に、人件費の中から給与、出向者負担金、これの人数と、できればどのようなことをやっているのか評価、それについてもお聞かせ願いたいと思えます。

(消防) 企画振興課長

給与につきましては、マリンウェーブ職員 7 名分でございます。出向者負担金につきましては、ヤマハ発動機から出向者 2 名分の人件費でございます。出向者につきましては、マリーナという特殊な施設という関係上、そのノウハウが求められるということから、出向を受けていると考えてございます。また、その下にあります職員給与費、手当、超過勤務手当、法定福利費、厚生費につきましては、マリンウェーブ職員 7 名分の金額でございます。職員の数については適正であると考えてございます。

山田委員

ある程度議会、市役所も、人員の削減に取り組んでいられますので、もしできましたらそういった本当のいる人間でされることが重要だと思っておりますので、検討の方もひとつよろしく願いいたします。

次に、この中の経費に関して聞きます。修繕費、会費、消耗工具備品費について、主なものについて内容をお聞かせ願いたいと思えます。

また、最近では、マリーナはたくさんのヨット、モーターボートが係留されておりますが、ここ最近多くの船舶が出港している、そういうような状況が見受けられません。まさに利用状況等、船舶の係留費、これの関係もしているのかと思っております。小樽の地域としても、比較的利用しやすいようにお願いしたいのですが、そのことに関して話の方をよろしくお聞かせ願いたいと思います。

(港湾)企画振興課長

まず、修繕費でございますけれども、これは船舶の上下架機械の点検、それから棧橋の補修、それから昨年の台風による影響の補修、これらの金額でございます。

次に、会費でございますけれども、これにつきましてはマリーナ・ビーチ協会、日本釣振興会、海上保安協会等の関係団体の会費でございます。

消耗工具備品につきましては、事務用品を除く消耗品や修理工具、あとは資材等の経費でございます。

山田委員

適切に処理されていることと思えます。まさに、そういった庶民の利用できるような場所にしていただければと思います。

小樽港と石狩湾新港の共同の取組について

港湾から関連してちょっとお聞きいたします。

小樽は二つの港を持った特殊なまちだと思っております。その中で、広告宣伝事業、特にPR活動、小樽港の現状と石狩湾新港、これにかかわったコラボレーションといいますが、この二つをPRするような取組ができないかと常々思っておりますが、そのことについて聞きたいと思えます。

(港湾)企画振興課長

現在、小樽港と石狩湾新港の両港でポートセールスの協議会を持ちまして、おのおの単独で活動している状況でございますけれども、両港につきまして考えますと、活動する港湾業者が非常に似通っている、また、荷主にしても共通する部分が非常に多いということで、経費を有効に活用するために、現在、共同でポートセールスができる部分がないか、可能性がないかということで、事務レベルでは協議しておりまして、ぜひ実現させたいと考えております。

山田委員

本当にそういう取組をよろしく願います。

港湾の使用料について

使用料から、船舶給水使用料、入港料、けい船料が減となっております。この原因と今後の対策をお願いします。

(港湾)企画振興課長

まず、船舶給水使用料と入港料についてでございますけれども、これにつきましては、フェリーが今年の1月、2月にドック入りいたしまして、この間、運休になったということがございまして、それによる減が大きな要因でございます。

けい船料につきましては、今申し上げました理由のほかに、舞鶴便が高速化されまして、船が3,000トンほど小型化したいたしました。それに伴い、当然トン数に掛けるものですから、その母数が小さくなった分だけ小さくなったということで、特にけい船料は大きな減となっております。

先ほども申しましたけれども、増収策といたしましては、地道なポートセールスしかないかと考えておりますので、今後も利用促進が図られるように積極的に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

本当にそういった形でいろいろと苦労されていると思えますが、ポートセールスもひとつよろしく願います。

小前委員

代表質問で、財政問題を何点かお尋ねしました。この中から質問させていただきます。

標準財政規模について

まず、標準財政規模に対する赤字額の割合は、平成16年度11億8,000万円で3.8パーセント、17年度は12億7,800万円で4.1パーセントという説明でしたけれども、市長から、標準財政規模は地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標ですという答弁をいただきました。もう少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

(財政) 財政課長

標準財政規模、一般財源の標準的な大きさを示す指標ということで、標準的という意味ですけれども、これが普通交付税を計算するとき用いる数字ということで、実際の収入とは少し違うということがございます。もう少しかみ砕いて小樽市の例で申しますと、標準財政規模を構成するものとしては、市税が一つあります。ただ、この市税のうち、目的税である都市計画税と入湯税、これを除いて、小樽市は法人税に超過課税をしています。これも標準的ではないので除いて、その市税の額をまず一つ出す。それと消費税交付金などの各種の交付金、これを足します。それに地方譲与税、これは今年からできた所得譲与税は除いた地方譲与税、それと交通安全対策交付金、それに普通交付税を足したものとなります。数字で申しますと、市税は133億5,600万円、これが標準財政規模の42パーセントを占めます。そのほかの大きいところでは普通交付税が144億9,500万円、これが46パーセントを占めている。残りが各種交付金と地方譲与税や交通安全対策交付金になって、合わせて313億8,800万円、これが標準財政規模となっております。

小前委員

ただいまの説明から、市税と普通交付税がとても大きなウエートを占めるということがよくわかりましたけれども、この市税も普通交付税も年々減少しているわけですので、この標準財政規模はこの10年間でどのように推移していくのか、お尋ねします。

(財政) 財政課長

今、委員がおっしゃるとおり、規模は最近減っております。ただ、10年前の平成7年度には、この標準財政規模は309億3,100万円ありました。それから年々増えまして、ピークは平成12年度で351億2,100万円になりました。それが、平成15年度は314億3,200万円、16年度は313億8,800万円ということで、16年度はピークの12年度から見ると約37億円、10パーセントほど減少となっております。

小前委員

37億円も減少していると聞いて、改めて驚かされました。私、代表質問でも尋ねましたけれども、赤字が20パーセント以上になると財政再建団体になるという話でございます。もし小樽市が財政再建団体になると、今やっていることでできなくなるものは何でしょうか。

またもう一つ、もし財政再建団体に陥ったとしたら、再び克服してカムバックできる見込みはある小樽市なのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

(財政) 財政課長

財政再建団体になったらということですが、今の財政再建の制度、法律上の制度は昭和29年時代の地方の財政が非常に苦しいとき、そのときの制度でございまして、それがいまだに変わっておりません。今の制度でもし財政再建団体になった場合、赤字の額にもよるのですが、おおよそ7年から8年で黒字を目指す、そういう再建計画をつくらなければならない。それから、累積の黒字を一気にゼロにするとか、そういうことを小樽市が、みずから自分がつくって、議会の議決を得て、北海道を經由して総務大臣の承認を得る、そういうことになるのですが、この短い七、八年の間に赤字を解消するという、それをつくるのは大変なことだと。さらには、財政再建団体になると、一般会計の赤字もそうですが、病院事業会計の44億円の赤字、国民健康保険事業特別会計の約32億円の赤字、これ

らについても解消するということを含めなければならないのではないかと考えております。正確には試算していないですけれども、恐らくそういう膨大な赤字を解消するためには、今やっている以上に職員給与費を減らさなければならぬ、それから単独の事業、例えばふれあいパスなんかもありますけれども、こういうものをすべてやめて、使用料を大幅に値上げする、仮にそれをして、それだけでは足りないのではないかとということで、財政再建団体になったら税率を上げる必要があるのではないかと、そのように考えております。どちらにしても財政再建団体になって短期間に再建をなし遂げる、これは非常に大変なこと、厳しいものだと思っております。

小前委員

経常収支比率について

次に、小樽の経常収支比率が102.4パーセントとなります。新聞によりますと、道内の10市町が100パーセントを超えたとありましたけれども、どの市が100パーセントを超えて何パーセントなのか、教えていただきたいと思いません。

(財政) 財政課長

新聞には10市町村ということになっていたのですが、私どもが今持っている他都市の状況ですが、町村の分は持っておりません、北海道市長会がまとめた速報値で若干押さえております。経常収支比率が100パーセントを超えた市は、小樽市のほかには5市ございます。高い方から、夕張市が126パーセント、赤平市が106.9パーセント、歌志内市が106.7パーセント、三笠市と根室市が同じで103パーセント、小樽市のほかはこの5市となっています。

小前委員

小樽市以外に100パーセントを超えた市が四つもあるのに、小樽市だけが赤字決算になっているというのはどういうことなのでしょう。126パーセントの夕張市とか、103パーセントの根室市にどんな秘策があるのか、教えていただきたいと思えます。

(財政) 財政課長

秘策があれば私も知りたいところですが、他都市のことであまり詳細はわからないのですが、推測ですが、経常収支比率が100パーセントを超えると、その超えた部分は通常一般財源では補えないわけですが、ほかの一般財源、これを臨時一般財源というのですが、それで補っているのだらうと思えます。だから、赤字がない。例えば、臨時一般財源として大きなものとしては、一つには貯金の取崩しもございますが、わかっている市からいうと特別交付税、これは交付税なのですが、臨時一般財源になるものですから、それがその市の規模に比べては非常に多いのではないかと、それで補っているのではないかと、そのように推測しています。

小前委員

小樽市もまねをしたらどうかと質問をしたのですが、隠し財源ももう小樽市はないようでございますので、財政再建推進プランに全力を挙げていただき、難局を乗り切ってくださいとお願いします。

井川委員

商工業振興費について

それではまず、経済部の方からお願いいたします。

商工業振興費で1億3,515万8,311円の不用額が出ています。これについて、大枠でいいですから説明してください。

(経済) 産業振興課長

商工業振興費の不用額についてということでございますけれども、この商工業振興費の中には、小樽市が持っています中小企業に対する融資制度が三つございまして、決算説明書によりますと、中小企業設備近代化合理化資金貸付金、中小企業経営安定健全化資金貸付金、土地購入資金貸付金という三つの融資制度を持っています。商工業

振興費の不用額のほとんどにつきましては、この三つのうちの中小企業経営安定健全化資金貸付金、この中にはマルチアル資金なども含まれていますけれども、これが不用額となっています。その不用額につきましては、今委員がおっしゃった 1 億 3,500 万円に対して、1 億 1,300 万円強というふうになっていますので、これが大部分を占めているということになります。

小樽市の中小企業に対する融資制度についてなのですけれども、小樽市と金融機関とが融資における資金をお互いに供出し合うことによって、融資の財源というのは構成されているわけですが、ここに言う貸付金と申しますのは、小樽市が融資の取扱金融機関に、これでいきますと平成 16 年度の融資に要する資金というものを予定という形で貸し付けたものでございます。この貸付金、いわゆる預託の額につきましては、前年度の貸付実績を勘案しまして貸付残高、それから資金の利用実績とか、その時々を経済動向を勘案して、新年度に想定される貸付金というものを上乗せして預託額というものを決めていくわけですが、平成 16 年度につきましては、当初我々が想定した貸付額に達しなかったということで、この不用額が生じているものでございます。

井川委員

借りの方がたくさんいたら、これが不用額にはならないということになるわけですね。

産業会館費について

次に、産業会館についてお尋ねします。ここに財産収入とございまして、1,616 万 5,404 円となっていますけれども、これは何店でこの金額になるのでしょうか。

(経済) 商業労政課長

歳入の部で、産業会館の財産収入のことです。1,616 万 5,404 円ということで決算説明書に載っていますが、83 ページに出ていますけれども、この内容は、小樽市が有している産業会館の市所有の床を協同組合小樽名店街の組合員の方、10 店舗に貸し付けている家賃、それからその店舗以外に郵便局あるいは事務所に貸し付けている部分もございまして、いわゆる建物貸付料ということで、1,616 万円のうちの 1,173 万円程度が建物貸付料になっています。そのほかの約 440 万円は、その店舗なりが毎月使います電気料、水道、そういった共用費、これが含まれておりまして、トータルでは 1,616 万円が市の収入になるということになっております。

井川委員

それで、ここに修繕費が毎年結構かかっているようでございますが、あそこは築何年で、今、見たら減価償却費がたった 1 万 5,002 円なのです。ですから、もう耐用年数がとっくに過ぎているような気がするのですけれども、何年で、これからどのぐらいもちそうな感じの建物か、その辺がわかったら知らせてください。

(経済) 商業労政課長

あその建物は昭和 29 年に着工しておりまして、昭和 31 年 5 月に完成しています。ですから、ちょうど 50 年目を迎えるということになります。着工してから 50 年目ということになります。ですから、基本的には建物本体の減価償却というのは終わっておりますけれども、この決算説明書にあります減価償却費というのは、1 万 5,000 円になっております。あの支出の中にあります例えば冷房器具関係とか、いわゆる備品関係の購入があります。老朽化しまして入れ替えるといったことがありまして、その折、入れ替えた設備機械の償却というものが残っていますので、その分の市が負担する分ということで、この決算説明書では市の支出部分は 1 万 5,000 円であるということになります。

井川委員

あそこはまちの大変中心街で、非常に今、杜のひろばの集いですが、老人たちが競ってあそこへ出かけて、いろいろ勉強したり、楽しんだりする場所でもありますし、しかもその上の方のホールでまた使用料をいただいて収入を得ていますから、地震やそういう部分で大変ではないかと思う部分もありますけれども、市ではあれはずっとあのまま、老朽化してもうどうにもなくなるまで使うのでしょうか。どんなふうな考えでしょうか。

(経済) 商業労政課長

ただいま言いましたように、実際には市の建物ですけれども、使っている皆さん、名店街の方々が商売をされているという場所になっておりますので、確かに施設維持補修費などということで、16年度は264万円がかかっておりまして、この内訳としては冷房とか、電気とか、水回りとか、あるいは防水工事をしなければならないということで、なかなか当初予想できない工事というのも出てくるのが実態でございますけれども、何とかそういった工事を予算もつけていただきながら、とりあえず当面といいますか、このような形でやっていくというようなことで、基本的には考えております。

経済部長

少し補足いたしますと、一つは、あの建物は区分所有なのです。小樽市の持分というのは、実はあその部分だけで、建物そのものはもとの電電公社、今 N T T の建物と一緒になっています。それでもともと N T T の職員が相当いましたので、あの建物というのはかなりいろいろ使われていた。残念ながら今、本当に何十人しか職員がいなくなった中で、N T T 自体はあいている部分が多いのです。それで、我々はずっとああいった形で、今、名店街という協同組合をお願いをして使ってきましたけれども、それこそ昭和30年代当初目指した産業会館という位置づけの目的というのですか、行政目的というのが果たして今どうなのかというのは、実はここ何年間で議論をしています。2階は単なる貸しホールみたくなくて、下の方にはいろいろな企業が入ったり、商店が入ったり、今は杜のひろばの利用もあるわけです。だから、本来の行政目的からすると、少しやはり方向が違ってきている部分も事実なのです。ですから、かなりいい場所ですから、うまく使いたいというのと。ただ、残念ながら建物が区分所有しかしていないものですから、N T T との絡みの中では少し協議をしなければ、我々だけの意向で簡単にやめるとか、壊すとかというのはできないという、そんな現状もありますので、今御指摘のとおり相当年数がたっていますので、どこかの段階でいろいろな協議をしていかなければだめだろうというふうに思っています。

井川委員

朝里川温泉観光施設整備資金基金について

次に、観光費に、朝里川温泉郷観光施設整備資金基金積立金というのがございます。これについて説明してください。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

朝里川温泉郷観光施設整備資金基金のお尋ねですけれども、これにつきましては、前年度の入湯税の財源、これを原資として基金にして積み立てまして、それで主に市が所有しております朝里川温泉の泉源再開発事業がございまして。そちらの将来の整備に備えると、その中で資金を活用していくというふうに考えています。

井川委員

収入の7割ということで、毎年では売上げによっては全部積み立てする金額が違うということで理解してよろしいでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

はい。

井川委員

それで、現在、残高はどのくらいになっていますか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

積立高につきましては、17年度当初2,254万1,713円、それが4月1日現在の残高でありまして、それに対しまして現在まで利息がつきますので、今、利率が0.05、19円なのですけれども、足した金額は2,254万1,732円でございます。

井川委員

16年度に1,900万円何がしかの積み立てをしていますね。ずっと長年していますけれども、今まで例えば掘削費、レジオネラ菌とか出ましたよね。そういう部分で使われたのは相当な金額になっているのでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

基金が、当初は昭和50年代から実施された、56年からですが、それ基金は別にしまして、この近年10年ぐらいでいきますと、平成6年度に今も使っておりますけれども2号井という井戸を使い果たしまして、それから平成13年に3号井という井戸を、これは現在使っておりませんけれども、休止しておりますけれどもふたしている。現在、使っております14年、15年で4号井、今、新1号井というこの井戸を使ってきたと。その年度によりまして、その基金の使い方は掘削部分に全部使ったときもありますし、足りなくて一部だけ使った部分もありますけれども、例えばちなみに2号井の場合は5,000万円ほど使っております。それから3号井のときも約5,500万円、それから4号井、いわゆる新1号井のときは約2,000万円ほど使っております。そして今、委員が御指摘のようにレジオネラの関係が出ましたので、15年度、これは管洗浄、貯湯槽洗浄を含めまして、このときには約1,000万円ほど支出しております。それから昨年度、11月1日から供用開始しております温泉水の除菌施設なのですけれども、それに対しましても昨年度は50万円ということで支出しております。

井川委員

大変な金額で、ちょっと直しても5,000万円、4,000万円という金額なのですけれども、あそこの地形的、地域的にはまだまだ泉質がどうなのだろうかという、そういう予想は大体おつきでしょうか。難しい質問かもわかりませんが、だんだんかれていってもくるようなので。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

現在、新1号井と2号井ということで、これを使用していますけれども、現在、最大稼働割合の約25パーセント前後、4分の1程度の能力で使っております。75をまだ使えるのだろうかという話になりますけれども、私がテレビで見た中、地質学者のおっしゃるのは、50パーセント以上負荷をかけて使っていると、いつかれるともわからない。大体4分の1程度で負荷するのが一番泉量を長もちさせる方法だということを知りましたので、うちの使い方としてはそれに沿った、将来的にも使っていけるような形かと考えています。

井川委員

ぜひ大事に使ってと言ったらおかしいのですけれども、朝里温泉はたった一つの小樽市内の温泉ですから、未永く使いたい、使ってくれたらありがたいと思います。

関西小樽会の後援補助費について

それから最後に、関西小樽会の運営補助費という200万円が出ております。私も何回か大阪へ行って、いろいろな話を聞いてきたりしたのですけれども、これはいつぐらいから支払いしているのでしょうか。

(経済) 渡邊主幹

関西小樽会に対する補助金についてでございますけれども、平成6年4月に関西小樽会の事務所が開設して以降、負担金の方を出しております。

井川委員

平成6年度からといたら、もう11年間ですね。それで、いろいろな方がお集まりになって、総会なんか盛会にやっているようなのですけれども、何か経済的な効果というか、そういう何か関西のよかったということがあったら教えてください。

(経済) 渡邊主幹

もともと東京小樽会というものがありますけれども、同じように関西圏で関西小樽会ということで、ふるさと会

的な組織になるわけですが、小樽出身者の親ばく、相互扶助、こういったものを中心とした組織でございます。その中で、小樽市の方から大阪に同じように東京事務所的な組織がないものですから、関西小樽会の事務所をつくるに当たって、ぜひふるさと小樽の企業誘致とか、あるいは観光の宣伝、それから物産の販路拡大、こういったあたりで機能的にぜひ支援してほしいということで、その中の業務を詰める中で一定の負担金を出すというような経緯で来ております。

井川委員

私、決して200万円を出してはいけないとかそういうことではなくて、やはり経済効果をちゃんときちんとしていただいて、企業を誘致していただいたり、物産の販路を拡大していただいたりということで、有効的に使っていただければ、今、小樽市は大変財政難ですから、最初300万円とたしか記憶をしておりましたけれども、今100万円下がって200万円になっておりますけれども、200万円では運営できないわけですよね。関西人、向こうの方も少し出しているのですよ。たしか五、六百万円で運営していると思うのですけれども、そんな部分でやはり小樽も200万円出していますので、できるだけいい知恵をいただいたり、いい情報をいただいたり、そしていい企業が来ていただいたりということで、ぜひこちらからも大いに発信をして、もっと活発にできたらいいのではないかと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

経済部長

御指摘の点は承ってそのようにしたいと思います。それと、ふるさと会ですから、当然小樽を離れて関西にいる方々が年に何回か集まっていたり、ふるさとの話をしたり、また、我々が行って、市長が行って、いろいろな情報交換をさせていただく、そういう側面も一つは大事な部分だと思います。ただ、経済部でなぜ所管しているかというのは、今おっしゃったようにいろいろな意味での物販の問題やら企業誘致の問題に何とか力をおかりしたいと。

実は、これは東京小樽会と比較したら怒られてしまうのですけれども、関西の方々は非常に積極的で、私どもの方に情報を絶えずくれる方が実は組織的にもおりますけれども、個人的にもいつも手紙をくれます。関西の新聞を送っていただいたり、いろいろな企業の情報をくれたり。そういう意味では直接すぐそれが新たな企業誘致に結びつくとかということにはなかなかありませんけれども、そういう情報をいただいたり、あるいは我々がそちらの企業の関係のお話を聞きたいときは行っていただいたり、やはりそういう面では小樽のことを非常に大事に思っている方々ばかりですので、我々は頼りにしている部分があります。御指摘の点を踏まえながら、今後も十分連携してまいりたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

地方交付税について

地方交付税について、二、三伺いたいと思います。本市のこの財政再建に当たりまして、歳出の最大のポイントというのは人件費の抑制ということだと思いますが、これに対して歳入のポイントというのは、昨日いろいろ議論もありましたけれども、税収増ということと並んでというよりも、ウエートとしてはより高い地方交付税の問題というのが非常に大きいと思います。確かにこの依存体質といいますか、地方交付税に依存する体質というのは脱却しなければならないと、それはもちろんなのですけれども、即今日、明日、脱却できるのかといえばそうではないわけで、本市財政再建に当たって、この交付税の観点というのは、交付税が今後どうなるかというその動向は非常に重要なテーマだと思います。その観点から二、三伺いたいのですけれども、まず地方交付税の目的について、基本的なところを教えてくださいたいと思います。

(財政) 財政課長

交付税制度の目的ですが、昨日、根拠は地方交付税法ということで答えたのですが、地方交付税法第 1 条に目的が書いてございまして、地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方団体の独立性を強化する、そういう目的があるということが書いてあります。

よく言われる地方交付税の財源調整機能と保障機能、このことがこの第 1 条に書いてあるのですが、財源の調整機能というのは、小樽市があったり、後志管内の小さなまちや公共団体がそれぞれ税収がばらばらですので、そういう税収格差があって、それに必要な行政経費があるわけですがけれども、そのアンバランスを国税として集めたお金のうちの交付税として再配分して全国的な調整を図る、それが一つ調整機能。

もう一つ保障機能というところなのですが、これはマクロの意味とミクロの意味があるのですが、マクロ的には国が集めたお金、そのうちの消費税の何パーセント、法人税の何パーセントに、そういう総額を確保するというマクロの財源保障と、それとミクロとしては、先ほどからも言っているように、交付税を配ることによって、例えば税収の少ないところも多いたるところも一定程度の行政水準を保つという保障性、そういうことだと思います。

斉藤(陽) 委員

それを踏まえてですけれども、地方交付税の算定基礎ということで、まず基準財政需要額というのと基準財政収入額というのがあるわけですが、この本市基準財政需要額なのですが、16年度は273億円弱ぐらいです。前年は275億円弱ぐらいなのですが、この需要額は差引き 2 億円ぐらい減になっております。この減になっている理由というか、どういう要因で 2 億円マイナスになったのかという部分を教えていただきたいと思います。

(財政) 財政課長

需要額総体の話ですと、そういう形になりますが、一つには、これは骨太の方針2003で、地方財政計画を縮小していくということが書かれていまして、その中では地方財政の行革を進めるということで、一つには職員数を削減する、それから行政経費を委託化などで整理して縮小する、それと投資的経費が地方の実際の決算と地方財政計画上の数字にかい離がある、これらを解消するということが言われていまして、そういう中で地方財政計画自体全体が小さくなり始めた。

特に、小樽市について言いますと、三位一体で公立保育所の一般財源化がされた。その一般財源化分は交付税と見られました。それに、生活保護世帯が増えています。そういうものも基準財政需要額に見られました。それから、高齢化が進んでいる、そういう部分も見られた。けれども、先ほど私が言ったような地方財政計画全体が縮小された、そういう人件費とか経費全体が下げられて、その中でこの基準財政需要額全体、需要額だけでは 2 億円という部分ですが、影響としては約12億円ぐらい下げられる。それが臨時財政対策債と言われている分が10億円ぐらい、そんなことだと思っています。

斉藤(陽) 委員

さらに、基準財政収入額なのですが、こちらは平成15年度の決算で見ますと125億円強です。平成16年には128億円弱という、差引き 3 億円ぐらい、収入額の方については 3 億円増というふうに算定されているわけですね。この基準財政収入額が 3 億円増に算定されたというのはどういうわけなのでしょう。

(財政) 財政課長

これは小樽市だけに限った方がわかりやすいと思うのですが、所得譲与税が導入されまして、その分で約 1 億9,000万円、それと地方消費税交付金が約 1 億4,000万円ほど増えております。これらのほかに市民税などは減ったとしてカウントされて、今みたいな数字、基準財政収入額は増えるというカウントがされたということです。

斉藤(陽) 委員

基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたその差が、交付税の基準額というわけですから、差し引かれる需要額が低く算定されて、差し引く収入額の方が高く算定されると、当然この交付税額自体がどんどん縮んでくるというのは当たり前の話で、非常につらい部分なのですけれども、まず基準財政需要額に、調整率のことをちょっと確認しておきたいのですが、一定の率を乗じた額を基準額として交付税の基準額から差し引いて、実際の普通交付税額というのが算出されるということなわけですけれども、この調整率というのはどのように決まってくるのか。16年度は実際にはこの調整率というか、調整額はなかったわけですけれども、この調整率についてお願いします。

(財政) 財政課長

確かに調整率という部分があって、毎年、これは年によっていろいろありますけれども、小樽市の場合、1,000万円台から多いときには5,000万円ぐらい交付金額が減らされるのですが、なぜこれがあるかといいますと、地方交付税の国全体の額というのは、理論的に年末に地方財政計画をつくって算出する。実際に算定するのは、予算額が動き出した7月ぐらい、各自治体の細かい数字をいろいろ集めて実際に算定する。その間に差ができてしまうので、100を仮に予算を見ていまして、102とか3とかになってしまうその分は交付税をもらっているみんなですすず減らしましょうという、そういう調整をするのが調整金で、小樽市の場合には、15年度ですと5,100万円ほど減額されております。ただ、16年度は、今、委員がないとおっしゃったのですが、それは16年末に国が補正予算を組みました。15年の税収並みに補正予算を組んだときに、それをどうやって分けるかということで、まず一つには調整率で差し引いたものをみんなに戻しましょうと、そういうのがあって調整率が後で戻された、そういう部分です。

斉藤(陽) 委員

そういうことだと思うのですが、特別交付税、先ほども小前委員の方から出ていましたけれども、夕張市はこれが多いのではないかという答弁もありましたが、この特別交付税額も16年度1億円強マイナスになっているわけですけれども、この要因。それから、そもそも特別交付税額そのものの算定根拠というのはどういうふうにして算定するのかということも教えていただきたいと思います。

(財政) 財政課長

特別交付税は、昨日も答弁したのですが、交付税総体の6パーセントが特別交付税として、これは全国的には配分されるわけですが、何に使われるかという、基本的に普通交付税というのは、標準的な団体はこういう需要がある場合に計算するのですが、この当初考える、普通に考える標準的な需要以外のものがあるのです。そういうのも例えば災害とか、そういうものに対して交付されるのが特別交付税。まず、国全体の6パーセント、国全体の交付税が6.5パーセント、15年度と16年度では減りました。ですから、6.5パーセント、前年と同じ配分をされたとしても減るわけでございます。小樽市の場合、15年度、16年度もこの特別交付税は8.2パーセント出てまいります。この要因は何かというと、特別な需要が全国的には小樽以外のところにたくさんあったから、小樽に配られるのが少なかったのですけれども、これが本当のところだと思うのですが、16年度は非常に大きな災害が各地で起こりました。小樽にもありましたけれども、小樽の比ではない、お金がかかる場所があったので、そちらの方に多く配られた、これが本当は6.5のところか8.2になった、そんな要因だと思います。歳出の内訳なのですが、ある程度典型的なものについてはわかっておりますが、それは全体の小樽の場合で2割か3割程度のものでありまして、ほとんどは申請をして、総務省の方が中身を明示しないで配るお金ですので、実際のところ中身はわからないというのが現状です。

斉藤(陽) 委員

中身がわからないということなのですが、16年度は非常に特殊要因があって減ったということで、これからずっと減っていくというわけではないと思いますが、夕張市、そういったところで特に経常収支比率がよくないのだけれども、赤字財政にならなくて済んでいるという部分にこういう要因もあるのではないかということだったのですが、この辺は特殊要因といいますか、なぜ向こうには多くいくのかという部分はどうでしょうか。

(財政) 財政課長

本当のところはわからないというか、細かいところもあってわかりません。ただ、先ほど夕張市のところなのですが、夕張市は 1 万 3,000 人の人口に対して 13 億円の特別交付税が支給されます。これを 1 人当たり直すと、9 万 7,000 円。小樽市は、14 万 4,000 人の人口に対して 11 億 9,500 万円の特別交付税ですから、1 人に直すと 8,300 円。人口の割からするとすごく率が多い。先ほど言った四つの根室以外の自治体は夕張市、赤平市、三笠市、歌志内市と、旧産炭地の自治体です。この旧産炭地というのは、いろいろな国の助成制度がある中で、私は中身まで調べていませんが、特別交付税にも、そういう加算があるのでないかというふうには推測しています。

斉藤(陽) 委員

大変なところもあるということなのですけれども、小樽市も非常に今大変な状況なのですけれども、今、基準財政需要額から、収入額から、いろいろ個々に理由を伺ったわけですが、この 16 年度はこういうふうな形なのですが、17 年度、18 年度、今後この交付税の動向といいますか、どういうふう動いていくかということが非常に今注視しなければならないところだと思うのですが、国のいろいろな三位一体改革も大きなところ、そういった部分も含めて今どういうふう考えられていますか。

(財政) 財政課長

15 年度に比べて、16 年度は交付税と臨時対策債が大幅に削られたということは、これは小樽市もその影響が大変だったのですが、これは全国的に交付税をたくさんもらっているところは非常に影響を受けている。それを受けて、昨年の予算編成のときには、一応 17 年度と 18 年度は地方が必要な一般財源総額は確保するというのを、総務大臣がおっしゃられまして、地方財政計画で、17 年度は 16 年度と一般財源総額、国全体の部分は変わっておりません。また今、概算要求がなされた中で、17 年度と 18 年度の一般財源総額も地方財政計画上はほぼ同じものを確保していた。ただ、これは一般財源総額で、国全体ですから、地方も景気がよくなって地方税収が上がるでしょう、だから交付税が少し下がっても一般財源全体はいいのでしょうかというつもりです。これが小樽市や北海道内みたく景気回復が遅れているところは、国全体の建前は一般財源そのものが確保されても、小樽市みたいに税収が下がり、また、交付税もいろいろな算定式がありますが、それが有利に働かなければ全体として一般財源総額が非常に厳しいのではないかと。特に、今年は国勢調査がありました。交付税はかなりの部分が人口で算定されますので、人口の減少している、そういうところは税収も厳しいわけですが、そういう二つの要素が非常に危ぐされると、そういうようなことです。

斉藤(陽) 委員

ということは、かなり他の市町村と比べても、小樽市はさらにきつくなると。傾向としては交付税も減るし、そんな税収も伸びないという、本当に歳入面から手も足も出ないというか、そういうようなちょっと暗い感じなのですけれども、そこに打開策といいますか、国に方針を変えろというのはなかなか大変かもしれないのですけれども、こういう特殊事情といいますか、変えていかなければならない国の方向性と、それにうまくマッチしない部分も出てきているということで、何か声を上げていかなければならないのでないかという思いがあるのですが、そこは財政部長はどのようなお考えですか。

財政部長

本当に同じ日本に住む人間が、いろいろなことでそういう環境の違いによって、生きていることにいろいろな影響があっているのだろうかということは、東京や大阪や大都市圏に住んでいる人たち以外はやはりみんな感じているところがあると思うのです、北海道や東北やあるいは四国や沖縄とかというところでしたら。そういう中では、大部分の地方としては、非常にやはり声を上げているわけです。地方六団体の中の一つの市長会としても、事あるごとに国に対して要請はしております。そういった中で、この三位一体改革は、市長も何度も繰り返し言っており

ますけれども、基本的に改革の方向としてはいいのだけれども、やはり地方が常に、国が平成12年度に地方分権推進一括法をつくって自主自立とか、自己責任でやっていこうという中では、やはりきちんとした財源の裏打ちがなければだめですというのが、これが基本的な方向ですから、三位一体の改革もそういったものをきちんと担保できるようなものにしなければならないということで常々申し上げています。

したがって、今、財政課長からも事細かに内容を話しましたが、そういう中で非常に小樽市としては厳しい状況にあるわけございまして、何とか交付税についても財源の調整と保障のために維持をしてもらわなければならないし、それから法定税率というか、一定税率で地方交付税というのはカウントされて配分されてくるわけですが、その税率自体も何とかしてほしいということも常々申し上げています。ですから、そういう意味では、これは本当に地方の行政をつかさどる人間としては、ぜひそういうことを中央に届けたいと、届いてやはり中央の人たちも地方の声を酌み取って、何とか国のツケ回しを地方に持ってくるなど、こういうことではぜひ我々だけでなく市議会議員、議長会も同じような形で要請しておりますから、そういう意味では本当に一致した力をもって国に届けて何とかしていかなければ、それこそ一部の大都市圏だけが生き残って地方が減びるということも、これは本当に考えられることですから、そのことがぜひとも現実にならないような形で何とか頑張っていく、これしかないというふうに思っています。

それと、自分たちの努力としては、皆さんやはり財政の再建ということでは、総論の賛成はさせていただくのですが、各論に入ると、これはという形でいろいろな御意見をいただくのですが、これについてもやはりいろいろお考えをいただいた上で御意見をいただきたいと、そういうふうには思います。本当にあれもこれもはできません。あれをやるのならこれをやめるとか、そうでもしなければ、今、斉藤委員からもいろいろお話を聞きましたけれども、本当に大変な状況にありますので、何とかひとつ御理解をいただいて、転落を免れるような形でやっていきたいというふうに考えております。

斉藤(陽)委員

わかりました。

芸術文化振興について

文化・芸術の振興ということで、この事務執行状況説明書の142ページ、第55回小樽市文化祭とまとめているのがあります。そもそも芸術文化振興の施策ということでは、このことしか載っていないのですよね。55回小樽市文化祭、これしかないみたいな感じで載っているのですが、本当に芸術文化振興ということに関してはもっといろいろな、この事務執行状況の説明の中でもいろいろな部分にばらばらに飛んで、施設の問題とか、海外との文化交流の問題とか、あるいは市民部の方で市民会館の使用状況とか、いろいろなことが深まっていると思うのですが、芸術文化振興施策として、この小樽市文化祭しか載らないというこのつくり自体が問題かとも思うのです。

まず、具体的に聞いていきたいと思います。その美術市展、9月29日から10月10日の間、2,608人が来場されたというふうになっていますけれども、これの対前年の増減はどうなっていますか。

(教育)生涯学習課長

平成16年度につきましては、12日間で2,608人でした。15年度につきましては、11日間で2,618名でございます。ですから、16年度で10名減っています。

斉藤(陽)委員

大体近い数字になるものですね。

あとステージの部分で、まず市民会館のステージで「声楽とピアノの夕べ」、「オーケストラ・プラスと合唱の響き」というこのステージがあって、450名の来場者、それから市民センターの方では「日本舞踊と講演の夕べ」というのがあって、こちらが95名の参加ということなのですが、いずれも市民会館の方は1,200人ぐらいのキャパシティーがあるし、この市民センターの方でも450人とかそういうキャパシティーなのですが、その大きさに比べて来場

者が意外と少ないという気がしたのですが、この辺はどうなのでしょう。

(教育) 生涯学習課長

確かに、キャパシティーに比べまして入館者が少ないといった状況でございます。ただ、過去 3 年ほど入りました、例えば 15 年度におきましての「バレエ・ダンスフェスティバル」というのを市民会館の方でやっていますけれども、そういうときには 630 名来てございます。同時に、後日行いました市民センターの方では、「詩吟と剣詩舞のつどい」というのは 210 名ほどといったような状況ございまして、ステージのこの出し物につきましては、毎年、文化祭実行委員会の方で決定してございまして、ステージ部門、皆さん集まりまして協議した上でそういう趣向は出し物というのを決めていくのですけれども、その内容によりまして多少入館者数にいろいろ差が生じていった印象はいたします。

斉藤(陽) 委員

確かに、出し物を受けるのと受けないのというか、受けないからやめるということにもなりませんので、それはある程度必要なことかとも思いますが、せっかくこういう大きな場所をお金をかけて使うわけですから、それなりの費用対効果といいますが、熱意のほどは可としなければならぬのですけれども、結果においてもある程度ついてくるというか、部分を見て検討していただきたいと思います。

美術館使用料について

次に、社会教育施設のこと、二つほど聞きたいのですが、この決算説明書を見ますと、まず美術館の部分で、決算説明書の 54 ページ、使用料の部分なのですが、美術館使用料で予算現額が 422 万 1,000 円に対して収入済額が 289 万 6,760 円ということで、予算現額に対して相当下回っている。マイナス 132 万円ぐらいの結果になっているのですが、この 16 年度の実態とそれから 15 年度は予算は大体 400 万円ぐらいなのですけれども、収入済額が 429 万 5,000 円ということで、430 万円近い、上回った使用料の収入があったということですので、この 16 年度の不振ぶりというか、ちょっと目立つのですけれども、この辺はどうなのでしょう。

(教育) 美術館副館長

15 年度と 16 年度の比較でのお話でございますけれども、私ども 16 年度の特別展、企画展が終わった段階で、おっしゃったような収入につきまして、いろいろ内部で検討いたしました。それで、今おっしゃった数字の中には、通常のいわゆる企画展の部分と特別展収入の両方がございます。落ち込みといいますが、予算に届かなかった部分といいますが、特別展の部分の収入は入館者が少なかった。私ども特別展を企画する場合には、それまでの作業といまして新聞社の共催をいただくとか、それから関係方面へチラシ等を配るとか、いろいろな準備等を進めてまいるわけでございます。16 年度につきましても、開館 25 周年記念の特別事業ということで特別展 2 本を組んだわけでございますけれども、ごらんになった方々からは非常にいい企画だというお褒めの言葉もいただきましたけれども、大変残念なことに入館者数、当然それに伴います金額が予定したところまでは届かなかったということでございます。原因としてはいろいろ考えられる部分もあるのだと思いますけれども、内部で検討いたしました限りでは、明確にこれだという理由もわかりませんでした。このことは、美術館協議会というのがございまして、この中で事業報告をいたしましたけれども、その中の御意見の一つとして、実は先ほど言いました 25 周年記念ということで、5 年前にやった特別展がございまして。北海道の美術ということを中心にやった展覧会でございましたけれども、16 年度の場合はその第 2 部、パート 2 ということでやりました。企画の場合、ネーミングが実はちょっと 1 回見たから 2 回目はいいい、第 2 部というのは二番目ではないのかというようなことで、比較・敬遠され、ネーミングの部分で敬遠された部分があったのではないかというような御意見をいただきました。結果的にそれが作用したのかもしれません。ただ、私どもといたしましては、いろいろな面で新聞社の協賛をいただいた段階で新聞等にシリーズで取り上げていただく、それから新聞等で広告負担をしていただく、そういうような PR に努めてきたわけでございます。それから、今言いましたようなことから、入館者数が減になったということなどは、非常にこれは残念な

ことだということで考えてございます。

それから、15年度との比較ということでございますけれども、昨年度まで美術館が開館して25年たっております。実は、15年度のときの特別展の企画が、この25年の中でベスト2に入るたくさんの方の入館をいただいたわけがございます。それらのことで15年度の特別展収入そのものが、美術館の25年の中でも特異な、特筆すべきうれしい年であったと思います。その反動が来たかどうかわかりませんが、16年度は非常に残念な結果だったというふうに思います。

ただ、これらを踏まえまして、私ども企画する段階では、常にやはりいろいろな方々に来ていただきたいということで、入館者増ということは考えているわけでございますけれども、17年度につきましては、リピーター券、これは再入場割引券というのを発行いたしまして、一度特別展にお越しになった方には、17年度は2回目、3回目の特別展にお越しの場合には2割引で入館していただくということで、新たにそういう制度を設けまして入館者の増を図ったところでございます。これも一定の効果があったのではないかとこのように期待しております。もう一つとしましては、文学館が一緒に入っていますけれども、文学館に使うのが共通の券ということについても今アンケートをとっているところでございます。今後、努力はしていきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

私、これを聞くのに心配していたのは、今、財政的に市が苦境に立っているということで、美術館の予算が削られて、企画的には必要な作品が削られたとか、要するに予算的に厳しいがために企画が何か抑制された、それで盛り上がらなかったと、そういうことがあったのかというのが危ぐされたものですから伺ったのですけれども、そういうことではないわけですね。確認をしたいのですが。

(教育)美術館副館長

そういうことではないということで、私ども予定した作品はお借りしてまいりまして展示しております。

斉藤(陽)委員

旧日本郵船使用料について

それともう一点、最後に、重要文化財の旧日本郵船株式会社小樽支店の使用料ということで、これは文化財保護の分野に入るわけですが、ここについては15年度と比較してみてもちょっとずつ減っているというが、15年度が予算現額で200万円強。使用料収入なのですけれども、それが収入済額が192万7,010円ということで、やや下回ったと。16年度決算を見ると、予算現額で192万6,000円ですから、それに対して収入済額が171万2,540円ということで、これもやや20万円ほど予算額のところまでいかなかったというそういう使用料の実態になっているわけですが、これも微減といえますが、少しずつ減っているという先細りの何かちょっと悪い印象があるのですけれども、今後使用料の改定等がありまして、多少入りづらくなるということも考えられるのですが、今年から来年へ向けてまたさらに減ってしまうのではないかとこの危ぐがあるのですが、この辺はどうでしょうか。

(教育)生涯学習課長

去年から今年の入館者の関係でございますけれども、去年は特に個人の一般の入館者、この数が減少してございまして、また、個人単位の旅行者の減というのが一つの大きな原因になっているのかというふうに私ども推測しているところでございます。それで、今年の分につきましては、今、お話がありましたように使用料の見直しをしたといったこともございまして、ある程度の落ち込みという部分を考慮しておりますけれども、9月末現在で今25パーセントほど落ち込んでいます。それで、7月の中くらいからNPO法人に受付案内といったところの業務を委託してやっておりますけれども、従来は例えば館内をガイドしており、これ非常に重要な部分なのですけれども、求めに応じてやっていたといった部分を、現在は来館者が来ましたら、「どうですか」と言って要望を聞いて、積極的に館内のガイドを務めるといったようなことをやっております。非常に来館者からの好評を得ているところでございます。さらに、このNPO法人と入館者をどういうふうに増やしていくかといったことを具体的に今詰めてい

るところでありまして、また、このあたりでいろいろ活動を起こしてまいりたいと考えております。

高橋委員

情報教育等設備整備費について

教育委員会にお聞きします。決算説明書193ページで、情報教育等設備整備費3,671万8,403円となっております。この内訳と、それから入札と伺っていたので入札状況、それについてお知らせください。

(財政) 契約管財課長

私の方から、入札の状況についてお知らせしたいと思います。入札につきましては、平成15年度、16年度の2か年にわたりまして14校ずつ整備するというので、この入札につきましては、両年度ともに指名参加登録業者のうち、事務用機械に登録している市内の業者22社を抽選によりまして二つのグループに分けました。それで、1グループ11社ずつということで、指名競争入札をいたしました。その結果ですけれども、落札者については、平成15年度については、一つのグループについては株式会社フルムラ商会、それからもう一つのグループについては株式会社北光堂、それから平成16年度については、一つのグループについては有限会社辺商、もう一つのグループについては株式会社フルムラ商会というふうにそれぞれなっております。

高橋委員

入札のときの仕様について伺いたいですけれども、平成15年度と平成16年度と主な仕様、それについてお知らせください。

(教育) 総務管理課長

仕様につきましては、昨年度のことでお答えさせていただきますけれども、16年2月以降に発売された新機種で、メーカー及び型式は同一のものとするということで、その中でも生徒用と教師用がありまして、生徒用の中でお答えさせていただきますけれども、まずディスプレイが14.1型でノート型、クロック周波数が2.20GHz相当以上、メモリとしまして256メガバイト。そのほかに、OSとしましてマイクロソフトWindowsXP搭載。そのほかに、添付するWindowsシステムバックアップCD-ROMとして、各学校とも最低教師用1枚、児童用1枚あればよいなどの仕様となっております。

高橋委員

それで、回線工事の方ですけれども、この点について説明を、答弁どちらですか。

(教育) 総務管理課長

そのことにつきましては、各学校、今回の場合、二つに分けて延べ139台のパソコンを購入いたしまして、その後、接続といたしましてネットワーク環境整備業務といたしまして7社を指名させていただきました、この中で競争入札を行いまして、結果的に株式会社つうけんというところで、1,417万5,000円で契約しております。

高橋委員

この回線については、学校の中での学校内LANというのは、これは構築したのでしょうか。

(教育) 総務管理課長

小学校、15年度、16年度で設置するというので、サーバーが稲穂小学校にございまして、まずその中で15年度におきまして、この28校全部構築できるようにサーバーは中ではセットしておりまして、今回はその中で追加するという形で14校、そのサーバーを利用してどこでもインターネットが利用できるという状況にしています。

高橋委員

そうすると、小中学校どこでもネットに接続可能ということですね。

(教育) 総務管理課長

はい。

高橋委員

わかりました。

それで次に、学校での授業、どういうふうにしてこのパソコンを活用しているのか、これを説明願います。

(教育) 指導室寺澤主幹

学校での授業でのパソコンの活用についてですが、小学校におきましては、総合的な学習の時間、それから社会科、理科などでの調べ学習、インターネットをその中で利用している時間は、昨年度ですが、合計1,667時間、1校当たり約60時間程度の利用がございます。また、中学校におきましても、総合的な学習の時間、それから技術・家庭科の時間、社会科における調べ学習で主に活用しております。インターネットの利用時間につきましては、全体で997時間、1校当たり71時間ということになっております。

高橋委員

それで、これを教育する先生方の問題ですけれども、操作できる教員と、それから指導できる教員ということで以前質問しましたら、全国レベルよりも低かったという状況でした。平成16年度ではどういう状況だったのか、15年度と対比してそれぞれお願いしたいと思います。

(教育) 指導室寺澤主幹

コンピュータを操作できる教員の割合ですが、平成15年度、本市の場合ですが、小中学校合わせて80.3パーセントでしたが、平成16年度は82パーセントです。北海道の割合ですが、平成15年度が90.2パーセント、それが16年度では93.2パーセント、全国の割合ですが、平成15年度が93.1パーセント、平成16年が95.1パーセントになっております。また、指導できる教員の割合ですが、本市の場合は平成15年度は42.2パーセント、平成16年度は48.6パーセント、北海道ですが、平成15年度は59.5パーセント、平成16年度は66.3パーセント、全国ですが、平成15年度は65.8パーセント、平成16年度は73パーセントとなっております。

高橋委員

やはりいまだに低い数字ということですが、これについては教育長、どのような見解をお持ちですか。

教育長

この数字は若干上がっていますが、操作というのは御承知のことと思うのですが、指導できるというのは、例えばそのソフトの入れ方とか、ワードとかそういうものの指導でなくて、授業の中でそれをどのように活用できるかというのに私は尽きるのではないかと思います。まず、大原則はコンピュータなしできちんと授業をしていただくということ、その次、コンピュータを使ってより効果的な授業をするというのがコンピュータを利用した教育の一番のねらいではないかと思います。15年度、16年度を見ると、微少ではありますが上がってしまっていて、それぞれの学校で自分の授業を改善しつつ、さらにコンピュータのよさを使って利用しているものというふうに考えています。ですから、よくITの講習会のような、ああいう講習会ではなくて、授業の中でどういうふうに活用できるかというので、指導室で中心になりまして講座を幾つも持っていますので、その中で授業で活用していく、そのことが教師は即指導できるというのに直結するものというふうには私は考えています。

高橋委員

これについては、平成16年度ではどういう対策を行っていましたか。

(教育) 指導室寺澤主幹

コンピュータにかかわる研修ですが、平成16年度、小学校のコンピュータが全学校設置されましたので、平成16年度、12回の小学校コンピュータ講習会を開催しております。そのほかに出前教室、それから小学校に限らずエクセルなどのコンピュータ講習会を開催しております、合計延べ約140名の先生方が参加しています。

高橋委員

ぜひ多くの先生が使えるような形、指導できるような形で対策を練っていただきたいというふうに要望したいと

思います。

最後ですけれども、昨年 6 月、長崎県で大変痛ましい事故がありました。その当時大きな問題となったチャットというツールを使っているいろいろなコミュニケーションをとっていたということがありました。情報モラルの育成が非常に緊急な課題であるということで質問をし、また、御答弁をいただきました。前教育長の御答弁では、情報モラルにかかわる教員研修等を充実させ対処してまいりたいと、そういう答弁でございましたけれども、平成16年としてこれについてどのように対処されたのか、詳しく説明をお願いします。

(教育)指導室長

委員、御指摘の去年のちょうど 6 月の長崎県佐世保市における小学生同士の大変痛ましい事件が起こったところでございます。これにかかわる対応につきましては、まず教員の理解が、子供のどの程度進んでいるかというのを比べてみますと、子供の方が非常に進んでございまして、教員の理解というのを高める必要があるということがまず第 1 点に考えたところであります。そのため、7 月には教員研修用の CD、それは模擬のチャットとか、そういうのができるようなソフトを各学校に配布したところであります。また、8 月には保護者向けの教育講演会を開催したところであります。あわせて、その後、教員研修の中でも情報モラルについて取り上げて、そして研修を実施したところでありますが、さらに研修資料につきまして、教育研究所の方から教員向けの資料を配布すると同時に、指導室もあわせて資料を作成して教員への配布という形をとってまいりました。

なお、この情報モラルにかかわりましては、やはり家庭との連携が重要であるということから、教育大学と連携をしまして、1 月の冬休みの段階でございますが、保護者の皆様への親子での情報モラル教室とか、そういうような形での開催をしたり、また、3 月には啓発のためのパンフレットを配布するなどの取組を行ったところでございます。今後も、中学校におきましても、子供たちがやはりチャット等ということで、気軽に言葉で話す場合には差しさわりのない場合でも、書きますと、文字ですと非常にきつく伝わるような内容もでございます。そんなことで指導について、再度校長会議等を加えて具体例を挙げながら指導を重ねているところでございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

新教育委員の任命について

まず、教育委員会にお尋ねします。

決算説明書との直接関係ある事項ではないですが、実は 10 月 14 日、本会議で教育委員の新しい方、北嶋氏を承認いたしました。それで、その 10 月 14 日に承認した時点とちょっと違う事情が小樽市 P T A 連合会の中で起きてきていることで、それについてお尋ねをいたします。

まず、北嶋氏の名前が出てきたときに、各党それに対してどういう態度をとるかという協議が行われたわけですが、各党派代表者会議の中で、北嶋氏の資格について議論が行われました。そのときに問題になりましたのは、要するにどんな仕事を持っているか、そしてその仕事が教育委員としてやる場合に差し支えあるのかないかという問題でありました。北嶋氏の場合には、主婦でありますから、仕事として履歴書に載ってきましたのは社会教育委員とか、そういうような幾つかの内容があったわけですが、それにつきましては、いわゆる市 P 連の方に市やなんかからあって委嘱をする、いわゆる充て職、その充て職の中の幾つかを市 P 連会長としてやっているの、充て職を辞任することはすぐできるから問題ないだろうと。それから、もう一つは、市 P 連の会長については、来年の 4 月までの任期なので、それは結局来年 4 月までの任期は差し支えないだろうと、そういう認識で我々は承認したつもりであります。それが昨日、市 P 連の方から入ってきた話としましては、いわゆる市 P 連の会長を辞任しなければいけないかもしれないと、そういう話で入ってきました。むしろ事務局としては辞任すべきであるという話があっ

て、その中から事務局として検討して、そういうことであれば辞任せざるを得ないのかと、そこまで話がいつているということが入ってまいりました。これにつきましては、その理由等の一端しか知りませんが、市 P 連のいわゆる予算要望というものがこれから市に対して行われるわけですが、予算要望をする市 P 連の会長があり、そして今度その予算をチェックするそちらの方の教育委員会の中に同じ会長が入っているのはまずいだろうと、そういうようなことが大きな理由であるということ側聞をしております。そういう理由が教育委員会の方から、市 P 連なんかの学校長出身の事務局に伝えられ、そういう意向なのだけれどもどうだろうと、そういうことの世界であります。市 P 連の会長本人がいわゆる教育委員になったときに、教育委員になったら市 P 連の会長をやめないといけないという認識は全くなかったというふうに聞いておりますので、その辺につきまして、私が今話したことについて、そういうような認識でいいのかどうか、それをまずお尋ねします。

(教育) 総務管理課長

新教育委員の就任に当たりまして、私ども一つは委員の経歴とか、履歴とか、あと連絡先など事前に確認をさせていただきました。その中でいろいろな話をしていの中で、委員がおっしゃいました市 P 連の会長としていろいろな要望を出す立場と、教育委員会としてそれを受ける立場に立つということで、かなり難しい状況になりますというふうな状況でのお話をさせていただいた記憶がございます。

大橋委員

今の言い方ですと、決して教育委員会の方で強制的にやめなさいと言ったのでなくて、問題点を指摘しただけだという答弁に聞こえますが、それはそのままにまず置いておくとして、どなたが北嶋氏に教育委員になるように要請したのか、それについては別に尋ねはしません。ただ、教育委員を要請したときに、教育委員を受諾したら、市 P 連の会長をやめてもらうことになるという話は一切なかったというふうに聞いていますし、本人も市 P 連の会長をしたままで教育委員をできるというふうに認識していたと考えておりますが、教育委員を承諾する前に、教育委員を薦めたときに市 P 連の会長をやめてもらうことになるという話をされたのかどうか、それはいかがでしょう。

総務部長

任命に当たりまして、市長の方から意向を聞いてもらいたいという、そういう指示を受けまして、私と助役がお話をしました。そのときに話したのは、その当時、教育委員会から今の役職といいますが、そういうリストをいただきましたので、基本的に教育行政にかかわる職、これについてはやはりやめてもらうしかないでしょうと。したがって、あの中で記憶のあるのは、社会教育委員はこれやめなければだめでしょう、それから市 P 連の会長として役職についているいろいろな委員がありましたので、これについてもそういうことで教育行政の中のいろいろな仕事ですから、これについてもだれかにかわってもらうしかないでしょうという話はしました。基本的に市 P 連の会長もやめなければだめという話は一切しておりません。逆に、我々としてはどうか、市長としては、いわゆる市 P 連の会長とか、単 P の会長をしているという一つの教育的な要するに認識といいますが、そういう仕事をされているという中で、法律の中の 4 条 4 項でしたか、この中でやはり地域の人から選ぶとか、保護者から選ぶとか、そういういろいろな方面の方から選びなさいというのが一つの法の考え方ですから、そういう立場でそういう役職をやっているという認識を持って任命といいますが、お願いをし、本人の御了解を得たので任命をすると、こういう形をとったという認識をしております。

大橋委員

私も市 P 連の会長をしたことがありますし、現在も市 P 連の顧問なわけですけれども、市 P 連の関係者としてしましては、北嶋氏が選ばれたときに、現職の市 P 連会長が選ばれるという、今までそういうことのないことが行われたので大変うれしく思いました。それともう一つ、北嶋氏に非常に期待をしたのは、折から結局学校適正配置の問題で、各学校の単 P と教育委員会の間で 1 年相当いろいろなやりとりがありました。そして、その結果として、次の学校適正配置まで若干の時間があるわけですが、やはりいわゆる P T A の方、親の方も全体的な形で学校適正配置

についてどうしたらいいのだという問題をこれから話し合っていかなければいけないだろうと。それからまたそこにおいて、教育委員会とのコンタクトも図っていかなければならない、そういう話というのが学校適正配置問題が決着がついた後に、ここ 1 か月ほどの間ですけれども、PTA の間でやはりそういうことをしていかなければいけないという話が出ておりました。

ですから、そういうタイミングの中で市 P 連の会長が選ばれて、そして教育委員会の内部に、わずか来年 4 月までの世界かもしれませんが、自分の意見を直接教育委員会の中で述べる機会なり、そしてそれをまた市 P 連という組織の中に持って帰って、市 P 連の会長として各単 P の会長とかそういう方々にいろいろな話ができる、これは非常に得がたい機会だというふうに我々は考えておりました。ただ、そこにおいて、この予算要望の問題というのが出てきて、支障があるのではないかと。これは形の上からいえば、確かに要望する方と審査する方が同じ人間ではまずいのではないかという論は成り立つと思います。ただ、実際に会長を経験した立場から予算要望がどういふものかということをお考えすると、これは各学校がいわゆる自分の学校はこういうことをしてほしいというふうにたくさん要望があるわけですから、それを持ち寄ってきて、綿密に市 P 連としてはどの学校の要望が悪いとかいいとか一切チェックすることなしに、ただ市 P 連という一つの組織体の名前で教育委員会に出しているのにすぎないと。それで、その中から市 P 連と教育委員会の中で、この要望を実現するとかしないとか、そういうやりとりも無いものというふうに私どもは認識してきております。ですから、その予算要望の問題というのは、形の上からいえば確かに行政の論理からいえばおかしいのかもしれませんが、しかし、その程度の問題で、せっかくのこれだけ小樽の教育界にとって画期的な出来事をつぶすということに対しては、大変残念だというふうに思っております。最終的には、決して教育委員会がそれを強制したというふうに形の上でなるわけでもないし、また、結論としては市 P 連が考えて出した結論というふうになってしまう話なのですが、でも実際の流れは決してそういう問題ではないと、そんなふうには私どもは考えています。この問題についてはこれ以上質問しませんので、教育長なりの考えを聞かせていただきたいと思っております。

教育長

新しく教育委員になられました北嶋氏におかれましては、これまで保護者と教育委員会、また、役職としては市 P 連の会長として私どもとの間を取り持ってくれて、かなりパイプ役を果たしてくれたというふうに考えています。前鈴木美代子委員がやめられた後、どなたかということで恐らく私どもの方としましては、当然女性 1 名欠員になったものですから、女性になるということ。もう一つ私の方として期待しておりましたのは、できることなら小学生、中学生若しくは高校生の子供のある方に教育委員会に入っていただければ、やはり率直ないろいろな思いも言ってもらえるなというところで期待していたところがございます。そのほかに、やはり私どもとしては公職とか、それから前委員長もいろいろな議会に立つ場面も多かったのですけれども、できたら仕事の少ない方がこの職についてもらえれば、十分時間をかけていろいろなことが話せるという思いをお願いしていたところです。今回の北嶋氏がリストアップされてきましたら、私どもとしてはできることだったら今言いましたように、多忙な仕事から解放されて、私どもと一緒に小樽の教育行政を考えていきたいというふうな思いでいましたら、最終的に議会で北嶋氏ということだったので、そういうことでいろいろと、今、委員の方から心配事もございますが、私どもとしては女性としての立場、親としての立場から、新しい息吹を入れてもらって、適切な行政のかじ取りしてもらおうかというように思いますので、私ども今まで彼女が得たいろいろな力量、教育行政の中で大いに期待しているところがございますので、御理解いただきたいと思っております。

大橋委員

東京事務所費について

会計決算説明書の中から幾つか質問をさせていただきます。まず、112 ページに東京事務所費がございます。この東京事務所はやめてもいいのではないかとかという議論もあった中で、東京事務所を継続するということで来てい

るわけですが、仕事の状況については事務執行状況説明書12ページに書いてあります。それで、この予算の中で、通信運搬費というのがございます。15年度が63万3,948円、16年度が107万54円という形なのですが、この通信運搬費というのはどのような内訳の使い方をされているものなのか、説明願います。

(総務)秘書課長

東京事務所長は出席しておりませんので、私の方から説明させていただきます。通信運搬費、委員御指摘のとおり、15年度は63万円ほどでございます。この中身は、電話、ファクス、それから主に私どもとの間の郵便にかかる郵送料でございます。それで、16年度100万円を超しております、かなり増えました。この差なのですけれども、16年度は通信運搬費53万円ほどでございます。残り47万円ほどがあるのですが、これにつきましては、東京事務所の所長は赴任してから家族で行ってございましたけれども、16年度末ですけれども、今年の3月になります、いろいろな事情がございまして家族がこちらに戻ることになりました。それで、単身赴任になりますので、今の家族用の公宅を独身用にかえるということで、この前に引っ越しがございました。その折に使った運搬賃といいますが、そういうものでございまして、通信運搬費として通信費と運搬費が一緒になっていますけれども、その運搬代が16年度多かったということでございます。17年度はまた元に戻って、50万円か60万円の通信費におさまることと思います。

大橋委員

今の説明で、適正に使われているということについては理解できるのですが、ただ、この予算書の中に通信運搬費という項目がないのです。16年度予算書にもありませんし、17年度予算書にもないのですよ。それで、唯一あるのは管理経費なのですが、管理経費は予算書にもあるし、決算書にもあります。そうすると、毎年発生していく通信運搬費というのは予算に計上しないで使っている金という形になるのですが、この辺はどうなのでしょう。

(総務)秘書課長

予算書と決算書の表記の問題だと思いますけれども、予算書の方に書いております管理経費の金額が合わせて400万円ほどになっているかと思いますが、その中に内訳として通信運搬費の金額が含まれてございます。基本的に、予算よりも決算の方を表現を細かく出そうということがございまして、決算の方では通信運搬費を抜き出したの形になっておりますけれども、御指摘のとおり管理経費という同じ言葉が予算の方と決算の方でも使われておまして、確かに紛らわしいといいますが、正確ではない表現だと思います。次年度は決算の部分、新しく予算をつくる時は改善してまいりたいと思っております。

大橋委員

管理経費、通信運搬費についてはわかりました。あと、東京事務所経費の中で、臨時雇用者賃金というのがありますが、15年度は340万円になったのですね。16年度は70万7,429円、それで17年度の予算は189万円というふうに、数字に非常にばらつきがあるのですが、これはどういうことでしょうか。

(総務)秘書課長

15年度は340万円ということになっております。15年度の東京事務所の体制は正職員の所長が1名と臨時職員2名で対応しておりました。340万円は臨時職員2名分の賃金。それから平成16年度の決算70万7,000円というこれも、15年度から16年度に移行するその予算編成のときに、やはり経費の節減のこともございまして、臨時職員を1名減らそうという形で予算を組みました。それで、いただいた予算が200万円ほどございまして、結局体制としては所長1名、それから通年で臨時職員1名、そのほかに繁忙期、1か月だけ臨時職員を充てようという形でトータル200万円の予算、16年度いただきました。結果、4月以降スタートしたのですけれども、1名の職員を入れましたけれども、これもまた諸般の事情がございまして、御本人のいろいろな事情もあって、半年弱でおやめになったということでございます。それで、結果として、決算額としては70万7,000円という形にして、以降東京事務所は所長1人で運営しております。

それで、17年度の予算をつくる時に、再度やはり1名の臨時職員を置きたいということで、189万円の予算をいただきまして、通年で1人分だけですけども、所長1名分、臨時職員1名分で行きたいと。先ほど言いましたけれども、募集をかけているようでございますけれども、4月以降、実際には臨時職員が入っておりませんで、現在も所長1人で運営しているということでございます。このままいけばそのままの不用額として残る。

大橋委員

訴訟関係経費について

それでは、同じページの中に、諸費の中に訴訟関係経費というのがあります。まず、この訴訟関係経費というのはどういうことに使われたのか、説明願います。

(総務) 総務課長

今、訴訟関係経費で313万1,000円といったような形で数字が入ってございます。その内訳でございますけれども、いわゆる訴訟の部分で取りかかりの着手金、それと事件が終わったときにお支払いする報酬金、それと弁護士の出廷費用、例えば顧問弁護士であれば、小樽に来るときの出廷費用という形で半日単位で費用を、あちらでいう実費弁償的なものでございますけれども、そういうものが1回2万1,000円かかりますので、それらを合算した形で313万1,000円という形になってございます。

大橋委員

今回の決算313万円なのですが、15年のときには953万4,200円なのです。ですから、その差については、その時々抱えている事件によるということは今理解をいたしました。ただ、17年度の予算書のときには12万6,000円しか計上されていないのです。950万円使った年があり、313万円使った年があり、普通、予算というのは何らかの形で例年との数字の比較をもって組んでいくもので、現在、訴訟が出ていないからゼロとかそういう話にもなかなかならない。それでなければ予備費というか、そういう方から全部予備費にしておいて、決算のときだけ通常計上するという話にもなってしまうのですが、どうして予算だけ12万6,000円という極端な金額になるのですか。

(総務) 総務課長

予算の件でございますけれども、先ほども話させていただきましたけれども、12万6,000円の内訳でございますけれども、先ほどもいわゆる出廷費用が1回2万1,000円となっています。それが6回分、それで12万6,000円という形で、委員がおっしゃったように訴訟がいつ提起されるかわかりませんし、また、継続中の訴訟がいつ終わるかわからない部分ですので、平均的につけるという形で、予算規模を足していくよりも、今継続している案件のうちで最低このぐらいの出廷費用といいますが、予想されるものを最低限経費として予算計上させていただいて、それで足りない部分につきましては、その時々で状況で予備費で対応させていただくと、こういう形で予算をつくらせていただいています。

大橋委員

予算の信頼性といいますか、そういう部分からするととんでもない話だと思いますけれども、とにかく小樽は予算を圧縮しなければならないという意味で、勝手に理解しておきます。

小樽市観光振興公社貸付金について

次、165ページです。ここに小樽観光振興公社貸付金があります。観光公社につきましては、私が議員を休んでいる前の状況というのは、ホバークラフトが沈没してみたり、それからレストラン船が非常に採算が悪くてとか、資本すら取り崩すような状況であったわけですが、現在のこの貸付金なのですが、これはどういうことで必要になったのでしょうか。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

株式会社小樽市観光振興公社貸付金でありますけれども、これは平成3年、経営改善資金として5,000万円を貸し付けたと。それで一借の形で年度当初貸し付けまして、年末に、そのときちょっと利率は違っていたのですけれど

も、利率を付して返してもらおうと。それで、年間に500万円ずつ返していただくのを繰り返して、最後はゼロになるという話だったのです。ところが、いろいろな今おっしゃったような新船を導入して、うまくいかなかったりした経緯もございまして、平成8年度は株式の増資なり減資なりということを繰り返したりいたしましたものですから、ちょっと返済が滞っております。それで実際には、16年度は当初予定どおり500万円は入ってまいりました。15年度につきましてはちょっと滞っております。14年度で500万円入ってきております。それで17年度のこれからの予定なのですけれども、振興公社にお伺いしたところ、何とか17年度も返済を目指していけるとのことでございました。

大橋委員

これだけの大観光地の観光振興公社がどうして経営が苦しいのかというのは常に残念であるし、疑問という形で持ってきているものがあれなのですが、現在の振興公社の活動状況、経営状況、そういう面についてはどういうふうにとらえていますか。

(経済)観光振興室佐藤主幹

観光振興公社につきましては、定款で定めている大きな目的があり、旅客の海上輸送ということで、それについては定期航路と不定期航路がございまして、祝津号による祝津航路、オタモイ号によるオタモイ航路、そのほかには屋形船「かいよう」によります港内遊覧という不定期航路がございまして。それで、定期航路につきましては、祝津は若干、15年度に比べて16年度は減少しております。ただ、オタモイにつきましては、逆に伸びている。それから、屋形船については、若干ですけれども伸びている。全体としてはプラス・マイナスであまり変わらないと。実際にはオタモイ航路につきましては、車社会の中で、なかなか海岸線を見るという形になりませんので、小樽港の利用が多いのかと考えています。それでもう一つは、今、振興公社の重要な収入といたしましては、平成8年度から港湾部の方と申しますか、第3ふ頭の基部と申しますか、観光駐車場をやっています。そちらの収入は大体年間に4,000万円ほどございまして、船の収入の方が2,400万円ですから、4,000万円ということで、かなり船以外の部分で収益が上がっています。

大橋委員

石狩湾新港管理組合負担金について

それでは次に、180ページになりますが、石狩湾新港管理組合負担金、これが4億4,229万8,000円あります。これはかねがねずっと議論をされている問題であります。負担金の実績と今後の見通しについてお願いいたします。

(港湾)港湾整備室工藤主幹

それでは、母体負担金の小樽市分につきましては、平成12年度から説明いたしたいと思っております。平成12年度につきましては4億4,008万3,000円、13年度、4億3,481万6,000円、14年度、4億5,009万2,000円、15年度、4億5,733万7,000円、そして16年度が4億4,229万8,000円となっております。今後の見通しについてでございますが、石狩湾新港管理組合予算におきまして、公債費の占める割合が非常に大きいことから、公債費のピークは平成19年度に予想されます。そのことから、ここ数年は母体負担金の大幅な減額につきましては、大変厳しい状況にあるというふうに考えてございます。しかし、港湾収入の増収や事業の平準化、経費の削減に努め、母体負担金の縮減を図るよう、現在、管理組合の方に強く要望しているところであります。

大橋委員

新港の評価というのは非常に難しい問題があると思うのですが、税収の部分だけからいうと、近年はこちらが払った分と同じくらい受け取れるようになってきたのかと、そういうふうに認識しております。ただ、新港があつてどうなのという話の場合に、税収の問題だけではなくて、それが小樽全体に及ぼす経済効果、そういうことも当然考えなければなりませんし、それからいわゆる倉庫業界のように、最初は新港に反対していたのですが、近年は新港地区がないと自分たちが生きられないというふうに態度を変えている方々もいます。そんなところから、新港地区の今後の立地の見通し、そういうことについてはどうなのでしょう。

(港湾) 港湾整備室長

二つの港を持って小樽市としての整備効果という面、もちろん税収だけではないわけですが、一つは従来から小樽港で行われてきたこの港湾作業というもの、当然倉庫業もありますし、港運業又はそれに関連する陸運業、非常にすそ野が広いわけです。こういったものが我々小樽市のいわゆる地場産業といいますが、地元の産業が生き延びる道として考えた場合に、現在の大変厳しい物流コストの低減というのを各企業が厳しく追求する時代を迎えている中で、従来のいろいろなスタンスで小樽港だけでやっていけるのかと、そういう大きな問題があって、石狩湾新港との関係も含めて、今、業界内部ではいろいろと議論されている。我が小樽市としては、そういった小樽の地元の産業である港湾業界が今後生き延びる道として考えた場合に、そうした方向の選択というのも重要なことなのだろうと。そういったことが、また当然従業者も多数抱えているわけですから、小樽市全体の産業・経済というものに対する影響というものもプラス・マイナスそれぞれやはり生じてくるという問題だというふうに思っております。そんなようなことでひとつ広域的な視点でこれからは考えていかなければ、自分の殻の中だけと、いいますか、そこだけ見ていたのでは産業・経済として成り立たなくなっていく、そういうことを感じているという次第でございます。

大橋委員

若竹貯木場について

若竹貯木場に関してのことなのですが、港というのは、そこに住んでいる市民にとって親水性のある非常に大事な空間であって、それから海があることは、小樽の住みやすさの中で重要なポイントであるということにはかねがね言われています。それから今、小樽港は観光港に変えていく部分を持たなければいけないということも言われているわけですが、一方で、ソーラス条約によって非常に市民が港に近寄りづらくなって、また、港をどうやって使うのだという話をしたときに、例えば第3ふ頭なんかはいろいろな案があったのですが、ああいうふうに金網で包囲したら、もうあと何も使えないねと、想像力も、新しい計画も立てづらいことにソーラスでってしまったように思っています。

その中で、若竹貯木場の部分について今日取り上げるのは、北海道運輸局海事振興部の方で、小樽築港臨海公園、小樽港既存貯木場水域活用促進検討会というのをこれから始めるという話も出ています。これはいわゆる小樽市民、小樽にかかわる人たちが小樽港をどういうふうに結局利用できるかというのを考えたときに、市の方で小樽港のここからここまでは利用していいとか、小樽港は将来こうしようということの方針が示されないとなんかできないではないかという、そういうことにも絡んでいるのかというふうに思っています。そういうところから、まず議論の中心になる貯木場が今結局どのように利用されているのか、まずそれを聞きます。

(港湾) 事業計画課長

若竹の貯木水面でございますけれども、現状は貯木水面として利用されていませんので、あえて若竹の旧貯木水面という形で表現させていただきますけれども、この若竹の旧貯木水面には、実は三つの水面がございます。一つは、ここ臨海公園のすぐ前面の水面でございます。この水面は、現行の港湾計画で、マリーナの2期計画が位置づけられております。二つ目でございますけれども、今の水面の沖側の水面で、平成15年度まで南洋材の貯木水面として利用されておりましたが、それ以降利用はございませんので、現在では遊休化しております。三つ目は、さらに沖側の水面で、これも現在では未利用になってございます。

大橋委員

いわゆる国の予算とかそういうもので、使用目的をはっきり決めてつくったものについては、なかなか他のことに利用するのは難しいわけですが、あの貯木場については何かそういう予算面の縛りとか、そういうことはあるのですか。

(港湾) 事業計画課長

一つは、国有港湾施設ということで、国が持っている施設で、我々が管理委託を受けているという施設ですので、市の方でこれ港湾管理者が勝手に形態を変えるとかがということは困難でございます、一つの手続といたしますが、国に対して手続を踏んだ中での利用変換といたしますが、そういうことは可能というふうに考えています。

大橋委員

先ほども冒頭言いました運輸局の方の検討委員会とかからも、またいろいろな話が出てくると思いますけれども、小樽市独自としては、将来、貯木水面、貯木場につきまして、どのような利用構想、どのようにしたらいいのかというふうに考えていることがあれば教えていただきたいと思えます。

港湾部長

今、貯木水面の利用につきましては、担当課長の方から説明があったかと思えますけれども、今後の利用につきましては、今、港湾計画に位置づけられているマリーナの利用というものもございまして、マリーナの利用につきましては、すぐに着工できないというふうなこともありますし、今後、今言った運輸局のそういう検討の中に港湾部も入りまして、今後の利用計画を立てていきたいと思っています。そのために港湾管理者だけではなくて、近接しているマリーナとか、そういうところの意見を聞いた中で、今後の利用計画を定めていきたい。場合によっては、その計画の内容によっては、港湾計画の変更も視野に入れて検討していきたい、そんなふうに考えてございます。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分

再開 午後 3 時 40 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合に移します。

武井委員

北海道消防防災ヘリについて

通告の中から、1 点に絞って質問したいと思います。

それは、消防をお願いします。決算説明書 185 ページに、北海道消防防災ヘリコプター航空隊編成負担金というのが掲載されています。116 万 2,000 円ですか。この隊の目的は何なのか、まずそこから伺います。

(消防) 総務課長

防災ヘリの負担金ですけれども、これは平成 8 年 4 月 1 日から、北海道の防災ヘリがスタートしたわけですが、この防災ヘリを運行するに当たりまして、道内の防災のためのヘリということですので、その経費の一部、人件費ですけれども、隊員の人件費の分を道内各市町村で負担しようということになったものです。その負担割合につきましては、人口割とか、基準財政需要額割などを基に案分して、16 年度の小樽市が 116 万 2,000 円となったものです。

武井委員

これと小樽市の関連はどのようなのですか。小樽市は、これをやることによってどういう利点があるのでしょうか。

(消防) 警防課長

まず、北海道消防防災ヘリの概略について説明したいと思いますけれども、今、総務課長の話がありましたように、平成 8 年 4 月に運行になっております。それで、現在は防災ヘリは「はまなす 2 号」と、それから代替といた

しましてヘリコプター「大地」ということになって、常に 1 機運用することになっております。それは 1 機が整備した場合に、1 か月、2 か月かかるものですから、その代替ということでもう一機設けております。そういった中で、事業主体は北海道総務部危機対策室防災消防課というところで担当いたしまして、ヘリの要請をした場合は、丘珠空港からこちらに来ることになっております。

なお、出動の種別、要請の範囲ですが、まずこれは災害対応の関係で申しますと、災害応急対策、また救急事案、それと救助事案、火災防御、その他になっております。その内訳といたしましては、いわゆる災害対応・対策につきましては、これは何か本市で大きな災害事案が発生した場合に、被災状況の偵察又は情報収集ということで、ヘリが飛んでくるというふうになっております。また、救援物資等の搬送ということで、これを目的としております。救急事案につきましては、傷病者の搬送、それから受入れ医療機関まで長時間かかる場合に要請する場合がございます。また、救助の関係につきましては、いわゆる中高層ビルの建物火災又は山岳救助、これは山菜とりとか行方不明、搜索活動になっております。それと水難救助、それから札幌自動車道における、バイパスでの事故、その他になっております。

一応そういうことで活用しておりますけれども、本年は現在のところ 8 件になっております。

武井委員

今、8 件と言いましたか。

(消防) 警防課長

はい、そうです。

武井委員

具体的に内容を説明していただけますか。どういう実績があるのか。

(消防) 警防課長

8 件の内訳でございますが、これは本年 1 月 5 日から、実は今日も 8 時 45 分に赤岩の方で事案がありまして、交通事故の事案が 3 件、それと水難事故が 4 件、それと今話しましたように、今日、赤岩の登山道で山岳事故がありましてその 1 件、合わせて 8 件ということになっております。

武井委員

今、大変この 8 件、こういう実績があるということを心強く思っているのですが、小樽市はこういうような 8 件あった。どこにでもとめられるわけでもないと思いますけれども、そういう小樽市のヘリポート基地は今どこに指定になっているのでしょうか。

(総務) 白澤主幹

防災ヘリのヘリポート基地といいますか、離発着場所ということですが、北海道の地域防災計画の中で指定場所が定められておりまして、2 か所指定されております。一つは、小樽公園グラウンド、それからもう一か所は銭函小児センターという 2 か所でございます。また、この 2 か所以外にヘリコプターの離発着が可能な場所ということで、市内で 7 か所、それぞれの管理者に了解を得ている場所がございます。それは桜陽高校、それから潮陵高校、海員学校、それぞれのグラウンド、それから手宮陸上競技場、からまつ公園、平磯公園、あとは銭函の中央公園ということで、この 7 か所については指定はされておられませんけれども、離発着の可能な場所ということで押さえてございます。ただ現実、この防災ヘリの活動を見ますと、やはりヘリが出なければならぬような緊急事態なので、この 7 か所に限らず、例えばゴルフ場の上に着陸したケースもあるし、あるいはまた山岳・海岸線なんかで適当に着陸ができないような場所については、空中で待機をして釣り上げて救助なり、避難し、そのまま搬送すると、そういったことも行われているように聞いております。

武井委員

この学校やグラウンド、高校のグラウンドや公園やこういうふうに 7 か所ほどあるようですが、これは市民ニー

ズで、あるいはどこでもと、消防署が決めるのですか、それともそういう会議か何かがあって、ここも決めようではないか、ここも決めようではないかということで決まるのですか。こういう場所の指定はどういうシステムで決まるのでしょうか。

(総務) 次長

北海道の防災計画で 2 か所決まっている部分につきましては、北海道の方から小樽市の方に指示の中でそういうふうに離発着可能な場所を検討してくれということの要請の中で、消防の方と相談しながら、いわゆる地形的な面を考慮して、広さもある程度離発着できる場所は限られていますので、そういう要綱の中で離発着可能場所の中で、なお市として離発着できる、離発着する場合について専用のヘリポートではございませんので、従前からの水をまくとか、いろいろな準備が必要なわけなので、消防の方と協力しながら選定したという次第です。

武井委員

今後の問題なのですが、確かに私も登山なんかやっている関係上、非常に関心があるのですが、この間も旭岳で事故があった模様でございますけれども、こういう要請といいますか、これは市役所総務部総務課へ、それとも消防署の方に、市民の場合はどちらへ要望したら活用させてくれるのでしょうか。

(消防) 警防課長

防災ヘリの要請という御質問でございますが、これはいわゆる一般の方から 119 番で入る場合もございますし、それから今日の場合の事案につきましては、警察、道警の方から 110 番通報で入っております。また、水難に係りましては、海上保安の方からも入電して要請をされることになっております。

武井委員

これは総務部長かな、市長がいらないからちょっと聞いておきたいのだけれども、こういう地震あるいは水害、津波、こういうようなものが発生したと。もちろんそういう態勢は市役所ではとったと。そういうときに、これは小樽市だけではないと、そういうときはこれは広域な範囲でそういう事故が起こる可能性もあるわけですから、今はヘリコプターを導入したという先ほどの答弁ですけれども、そういうときに当然これは道路が寸断されたりなんかすれば、車が動けないからヘリコプターが必要となる。こういうふうに事故対策本部をつくった場合、これはこういうヘリコプターがいい、こうしようという判断は総務部長の方でやるのですか。これは、それともそういう対策会議は、消防署も含めて総務部も助役も市長もみんな含めて合同の会議の中でやっているのですか。

(消防) 警防課長

今の質問でございますが、119 番入電したときには、警防課の通信司令室又は救急事案の場合は現着しております救急隊長の判断で、防災を呼ぶということで、市と協議いたしまして要請しております。

総務部長

災害という形であったときには、小樽市の場合は市長を筆頭に地域防災計画に基づいた各機関が参加をしている対応することになっていきますので、そういった必要性の最終的な判断については、本部長が来て要請をするという形になるかと思えます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

港湾の使用料について

港湾部に伺いたいと思います。いわゆる港を使うときの利用料といいますか、そういうものにはどういうものがあるのかについてお願いします。

(港湾) 企画振興課長

一般例で申しますと、貨物船が港に入りますと、入港料、係船料、そしてひき船を利用いたしますと、ひき船使用料が、また船舶給水いたしますと、船舶給水使用料が市の方の歳入として入ります。また、その荷役が上がった後に貨物を保管するというような場合には、市の用地を使った場合、倉庫、上屋を使ってあるというそういったときには、そのおのおのの使用料が市の方に歳入としてあります。

菊地委員

それで、今話されたこれ、港湾事業特別会計ですべてが会計処理されるわけではないということで、分かっているこれについてはなぜなのかということについてお尋ねしたいと思います。

(港湾) 企画振興課長

港湾事業特別会計につきましては、港湾法の方で徴収する科目、用途が指定されておりまして、その分につきまして港湾特会の方で歳入として整理しております。

菊地委員

指定されているということなのですが、指定されないものについてはなぜ指定されないとか、そういうものと奥深く突っ込んでわかりますか。

(港湾) 企画振興課長

今申しましたのは法律の解釈でございまして、それ以上のことは今勉強不足で答えられない状態です。

(財政) 財政課長

これは地方財政法で決まっております、港湾の場合、全部覚えていないけれども、ひき船とか上屋、それから荷役機械とかという、うちでいうとコンテナクレーン、こういうものについては、本来、公営企業でやるべきということが基本です。その中で、公営企業に該当する部分については、小樽市の場合は港湾事業特別会計を使ってそこで経理している、そういうことでございます。

菊地委員

素人判断で、港にかかわるものは全部港湾事業特別会計でやるのかと思ったのですが、入港料とか、けい船料とか、港湾施設占有料ですか、そういうのはなぜ抜かされるのかというのについては、わからないのですか。

(財政) 財政課長

先ほど私が述べたことは、すべて使用料でして、投資をして使用料をもらう、そういう関係のものでありますから、これは本来、企業会計、公営企業でやることとなります。それ以外のものは入港料とかけい船料、これは使用料をもらいますけれども、例えば防波堤をつくったり、港でする金を使用料で全額回収しようとは考えておりません。これこそ公共施設として考えておりますので、そういう意味で抜かされている、そういうことだろうと考えます。

菊地委員

それで、この入港料、けい船料、これらは一般財源のこの使用料・手数料の収益となるわけなのですが、この間、けい船料、これが大きく落ち込んできているのですが、16年度は入港数は若干持ち直したという記事もありますし、統計年報でもそうなっています。ただ、入港料とかけい船料については、落ち込んだままなのですね。その辺はなぜなのかということについて聞きたいと思います。

(港湾) 企画振興課長

12年度でけい船料について見ますと、2億6,807万3,000円という額でございましたが、その後御指摘のように漸減してまいりましたけれども、ここ数年の中での影響といたしましては、一般貨物の減少も影響としてはあるのですが、15年度に敦賀便のフェリーが休止になりまして、その影響が非常に大きいということでございます。それと15年度、16年度の中でこれも落ちているのですが、これにつきましては、舞鶴便のフェリーが16年7月から高速化されまして、その際に船形が小さくなったこと、それから今年1月、2月にドック入りがありまして、新潟便のフェリーの入港が減ったと、そういったのが主な理由となっております。

菊地委員

今、この数年の経過については説明があったのですが、実は全体の使用料・手数料に占めるけい船料の割合、これは結構大きいんですね。それがいつとき平成11年度には26パーセントぐらいあったのが、16年度決算では19パーセントにまで落ち込んでいる。ただ、全体の予算というか、会計決算の中で使用料・手数料の占める割合、1.4というのは変わらないんですね。これはけい船料とかそういうところで落ち込んだ分は市民の皆さんがほかの社会教育施設とかそういうものを利用するときの使用料というのは、この間、去年から上がっていますから、ここに大きく負担がしわ寄せされているというふうに思うのですが、せっかくある商港施設、港としてのある施設が有効に使われてこそ市財政に貢献するものというのはかなり大きいと思うのですが、この財産を有効に使って、生かして市財政に貢献させていくという意味での港の活用の仕方ということについて、先ほど自民党の山田議員もお尋ねしているのですが、改めて私もそのことについて聞きたいと思いますが、どのようなことを考えているか、その点についてお願いします。

(港湾) 企画振興課長

ただいま御指摘のように歳入が落ちてきているということですので、港といたしましては、やはり貨物がなければ船もない、船がなければ入港料、歳入もないということになりますので、長年の課題なのですが、なかなか特効薬というのはございませんけれども、現在のところとしては地道に企業回りを行ったり、小樽港のPRを積極的に行うなどの努力を積み重ねて、何とか貨物の1トンでも2トンでも増えるような状況をつくっていききたいと、そのように考えております。

古沢委員

室内水泳プールについて

教育委員会に聞きます。16年度における室内水泳プールと高島小学校温水プールの利用状況について。

(教育) 室内水泳プール館長

室内水泳プールにおける16年度の利用状況につきましては、一般使用の小中学生が1万122名、高校生556名、一般1万5,552名、専用使用7,661名、無料利用者としまして、高齢者9,055名、身障者2,888名、その他3,959名で、総計で4万9,793名の御利用があります。

また、高島小学校温水プールにつきましては、平成16年、一般使用、高校生299名、一般2,525名、専用使用2,761名、無料利用者としまして、小中学生3,348名、高齢者1,232名、身障者774名、その他328名、合計1万1,267名の御利用がありました。

古沢委員

資料を提出していただいていますから、今の数字は直近5か年の比較で見たいと思うのですが、枠外に、室内水泳プールについて言えば、小学校の水泳学習などその他に入るというふうに出ています。では、高島小学校の温水プールですが、小学校の水泳学習は当然やっているはずですが、これはこの資料で言えば枠外になると思うのです。その水泳学習の実施状況をお知らせください。

(教育) 学校教育課長

高島プールにおけます水泳学習の関係ですが、平成16年におきましては、8校で3,607名がこれで授業を行っているところです。

古沢委員

市民水泳教室です。402回で、1万4,000名で実施されていますが、実施施設はどこですか。

(教育) 室内水泳プール館長

市民水泳教室の4コースにつきましては、室内水泳プールですべて実施しております。

古沢委員

同じく16年度、水泳大会が6回だと思いましたが実施されております。これらの大会会場はどちらですか。

(教育)室内水泳プール館長

同じく室内水泳プールで実施しております。

古沢委員

どちらも室内水泳プールですが、なぜ室内水泳プールなのか、その理由。

ついでに、高島小学校の温水プールとの施設設備の内容、開館時間等の違い、どういうものがあるか。

(教育)室内水泳プール館長

まず、市民水泳教室の開催でございますが、これは私ども市の直営事業ということで実施している事業でございます。おのずと会場を室内水泳プールを使用しての教室というように考えております。

また、水泳大会につきましては、収容人員あるいは開催日時の関係等におきまして、室内水泳プールを御利用いただいているものというように考えてございます。

それから、高島小学校との室内水泳プールの施設のの違いでございますが、基本的にはコース数が高島小学校の場合には一つ少ない6コース規模で、室内水泳プールの場合には7コースを所有しております。また、開設時間等につきましては、室内水泳プールの方は基本的には10時開館、夜8時閉館という開設時間をとっておりますが、高島小学校の方につきましては、あくまでも学校施設のあいた時間を活用した一般開放という考えでございますので、当然授業の終わった時間、授業に支障のない時間以降ということで、基本的には夏場であれば4時以降8時まで、冬場であれば1時以降7時までという開設時間で、現在、開館しております。

古沢委員

市民水泳教室はおのずから、市が主催だからおのずからというのは、理由はあるのでしょうか。参加人員も多いですし、しかも駅前ですから参加者にとって利便性がありますし、施設規模も大きいのですから、おのずからと言わないで、ちゃんと教えてください。

それと、例えば室内水泳プールには、小学生も含むと思うのですが、幼児用のプールがありますね。高島小学校にはこういうプールはあるのですか。

(教育)室内水泳プール館長

室内水泳プールには、幼児用の小プールということで、水深60センチメートルの小プールを設けておりますが、高島小学校の方も、低学年用の水深を持つコースということで、代用コース1コースが水深70センチのコースを設定しております。特に小学校の低学年以下につきましては、そちらのコースを利用していただいているということもありまして、幼児の方も含めてそちらの利用は可能かというように考えております。

古沢委員

温泉の大浴場のつくり方等を考えてもらったら困るのです。一步階段があつて、そしてまた踏み込んだら深いというのとわけが違ふのです。高島は、70センチメートル以外のプールの深さはどのくらいありますか。

(教育)室内水泳プール館長

高島小学校の温泉プールの水深は、1.1から1.3メートルの水深を持っております。

古沢委員

別の資料を提出いただいております。利用状況について調べたものです。最初に、教育委員会の方から出している社会教育施設の利用状況、資料を見ていただきたいと思ひます。図書館の20万人というのは、これは別格ですね。これを除けば、室内水泳プールの4万9,000人、約5万人はベスト5に入ります、社会教育施設。ちなみに言えば、16年度の事務執行状況の説明書・報告書によれば、社会体育施設というのは17施設ありますが、そのどちらの施設よりも利用者が多いのが室内水泳プールです。総合体育館14万人というふうになってはいますが、これは専

用の利用と個人の利用というふうに分かれますので、総合体育館の個人利用が 4 万 1,900 人ですから、総合体育館の個人利用よりも利用人員が多いということで、さらには博物館の 5 万 427 人、講座参加者の 1,827 人がカウントされていますから、これを外しますと実態的には図書館を除いてベスト 3 というのが、室内水泳プールの利用状況だと思うのですが、そういうふうに理解してよろしいですか。

教育部品田次長

ただいま委員が資料に基づいて話された内容で、そのとおりでございます。

古沢委員

もう一つ、市長部局の施設の利用人員調、主なものを挙げてもらいました。主なものというのは、利用人員の多い順から上位を挙げてもらったという意味です。これも見ていただいたらわかると思います。つまり市民センター マリンホールの利用人員と匹敵する。市民会館の大ホールの利用人員と匹敵をする。これが室内水泳プールの利用人員の状況です。ですから皆さんよく知っている、例えば練御殿、公会堂、旧日本郵船、博物館、青少年科学館、銭函パークゴルフ場、これらより利用人員が多いのが室内水泳プールです。

こういう状況をまず踏まえて、次の質問をしたいと思いますが、第 3 回定例会の総務常任委員会で教育委員会は、室内プールにかかわって報告をされております。駅前再開発事業がいよいよ始めると。そこで、その検討されている内容では室内プールは計画に含まれていない、前段こういうふうに報告をしているのですが、それ以降どのように報告されましたか。

(教育) 室内水泳プール館長

教育委員会としましては、近年、高島小学校や民間のプール施設が整備されてきて多様化する利用者ニーズにこたえられるなど、市内におけるプール環境が充実されてきたこと、また、新たな施設を整備することが難しい状況にあるから、当分の間、高島小学校温水プールなど既存施設を活用していくことを検討しておりますが、今後、競技団体などとも話し合いを持ちながら、具体的な対応について詰めてまいりたいと考えております。以上のように報告いたしました。

古沢委員

今、後段の部分を報告いただいたのですが、前段の最後、再開発事業で立ち上がる再開発ビルは、ホテル、駐車場、住宅などこれら検討されていると、敷地が広くないために、市の権利床である室内プールは計画に含まれていないというふうに言ったわけです。では、その駅前に敷地が広くなくて室内プールの権利床を、まあ含まれていない、言い方かえると放棄せざるを得なくなった。どんな再開発ビルが建とうとしているのですか、そういうのは当然説明されて、なるほどなあ、これは無理がないなあと考えたのか、いかがですか。

教育部品田次長

駅前での開発の関係でございますけれども、敷地の部分では、現在 2,800 平方メートルほどございますが、それに 800 平方メートルをプラスしたような形でやっていくという話を聞いてございます。3,600 平方メートルということでございますが、この中には、用途といたしましては、やはり商業施設それからホテル、駐車場、これらの地域のにぎわいあるいは経済の活性化ということでの推進、また、駅周辺の利便性を生かしたまちなかの居住と、そういうニーズ対応という中での住居も設けていく、こういうことで聞いてございます。

古沢委員

参考までに言っておきますが、駅前再開発事業は都市再開発法に基づいて行われる事業だと思うのです。その第 1 種市街地再開発事業に当たると思います。この法律の目的は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図っていく、そのことによって、公共の福祉に寄与すると、これが法律の目的です。第 1 種市街地再開発事業、この目的を、この効果を上げるために建築物建設敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業を行うと言っています。再開発事業をやる場合には、その公共施設というのは政令で列挙していますから、水泳

プールみたいなものは、個別のものについては言ってません。緑地とか、水路、道路、教育施設で言えば小中学校、政令でこういうふうに言っています。そういうものをきちんと整備をしてやっていくというのが、都市再開発法です。この法律の適用を受けて駅前再開発をやるのでしょうか。ところが、小樽駅前ですら再開発は、こういう法の趣旨からいって再開発はやるけれども、今まであった市民が大いに利用していた社会教育施設、これをなくしてしまおうというのですから、もってのほかではないですか。それで、これは参考までです。

あなた方は、こう言いました。プール環境が充実したと、新たな施設を整備することが難しい状況にあるから、高島小学校など既存施設の活用を検討していると言いましたよね。先ほど、最初に報告いただいたように、それでは5万人の利用、1年間延べですが、受入れ可能なのですか。高島小学校で例えば無料利用者、高齢者、身障者、その他合わせて1万5,900、1万6,000人の無料利用者が高島小学校に時間的な制約がぐっとかかります。交通費もかかります。それはその別の問題として、1万6,000人の高齢者や身障者、その他。その他というのは小学校の水泳学習などを含みます。これが高島小学校で可能ですか。

(教育)室内水泳プール館長

現時点で、1万6,000人の方々を受入れ可能かどうかという部分についての答えは非常に難しい部分があります。先ほども高島小学校の開設時間等の問い合わせがありました。そういう部分で実情、学校に支障のない範囲内の開放時間の拡大なり、そういう部分での検討ができるのかどうか、その辺の可能性を含めて、今後、検討していかなければならないかというふうに考えてございます。

古沢委員

数の問題、時間の問題、交通費の問題、さらに先ほど聞いたように温泉大浴場みたいなプール、1コースだけが70センチメートル、あとはどんと深くなる。幼児、小さな子供を連れて行けますか。保護者の方にとっては心配で使いがってが悪いということで、困ってしまうのではないですか。考えただけでも困ってしまいますからね。それで次は、まず、ここは本当に大変なことだと思いますが、学校や教育機関の設置・廃止これらに関する職務権限はどこにありますか。

(教育)総務管理課課長

小樽市教育委員会にあると考えております。

古沢委員

地方教育行政法の第23条に列挙されていますが、その中で教育委員会の職務権限とっております。小樽市室内水泳プールというのは、これは小樽市の関係条例で言えば、何に当たるのですか。

(教育)室内水泳プール館長

小樽市の条例上では、室内水泳プール条例ということで位置づけてございます。

古沢委員

市民の心身の健全な発達に資するために、市に室内水泳プールを建設をする、設置をする、そして市の教育委員会組織及び事務分掌規則というのがありますね。その第2条(2)で、室内水泳プールは何と言っているのですか。

(教育)室内水泳プール館長

教育委員会組織及び事務分掌規則の中で、室内水泳プールの位置づけは教育機関と区分されております。

古沢委員

設置・廃止は教育委員会、職務権限は教育委員会にあります。室内水泳プールは教育機関だと。財産の取得・処分はこれは行政の長が、自治体の長が持っていますから、当然、条例はこれが必要ないということになれば、室内水泳プール条例、これに手をつけるのでしょうか。けれども、設置をしよう、廃止をしようということは、まず教育委員会をくぐらなければいけないですね。教育委員会をないがしろにして、いかに山田市長でも室内水泳プールは再開発事業でどうも邪魔だから、これはなくしてしまおうと勝手に決めるわけにはいかない、そういうものですね、

どうですか。

(教育) 総務管理課長

委員のおっしゃるとおりだと理解しております。

古沢委員

そこで、どちらも執行機関ですけれども、市長側にしろ、教育委員会側にしろ、この問題で総務常任委員会に報告するに当たって、どういう手順を踏まれました。まず、市長側はどうですか。総務部長。

総務部長

この件については、庁内でいろいろ中心的には建設部が動いているから、それで、御承知のように従来の駅前開発の公共で事業をしていたということから、いわゆる公共施行で持っていくというのは極めて市の財政的な問題もあるので、そのあたりかなり中心的に財政再建プランとのかかわりも含めていろいろある。もう一つは、今、事業主体自体もまだ決まっていない段階で、個人でいくのか、施行代行でいくのか、そういう意味でいろいろな選択肢をこれからやっていく。ただ、少なくとも公共事業でいくというのではなくて、民間事業でいくということですから、では民間事業というのは、やはりそのテナントといいますが、床をどういうふうにして売れるのかという。ですから、マンションとか、ホテルとか、そういう意味では需要との関係で事業性を追求していくということで、一定程度の案が示されてきているということが基本的にあるのだらうと思います。

したがって、市としては、今回のプールとの関係については、特段、手続ということは総務常任委員会はしておりません。建設常任委員会の方で、今回の準備会が立ち上がって、その中に一定の考え方が示されたということをごまこみを通じて出ていったりなんなりしている中で、一つは議会の中できちんと報告をしようという話がございましたので、その絵の中に、当然、温水プールがないわけですから、そういった中でやはりきちんと総務の方にもそういうことで報告をした方がいいのではないかと、こういう話は教育委員会にさせていただきましたけれども、特段何かの手続をとったという経過はございません。

教育部長

総務部長からも話がありましたけれども、今回の駅前の再開発事業そのものが、民間主体という形の中で展開されるという大枠の話でございました。そうした中にありまして、私どもやはりこのたびの再開発事業ということにつきましては、教育委員会、まず事務局といたしましては、本市のまちなかの活性化を図らなければならない、これは大変大きな事業であり、重要な事業であると、こういう一定の認識を持つ中で、準備会が現在 7 月 25 日に正式に立ち上がって、それ以降にまだ現段階では、途中過程ではありますが、その用途が徐々に示されてきている状況の中にありまして、敷地の問題ということもあわせ含めまして、やはりスペース的にはなかなか難しい状況にもあるという話が随分ありました。

そして、私ども教育委員会といたしましては、社会教育委員会会議、正式にまだ諮る状況にはなかったわけですが、これにつきましては、旧国際ホテルの権利問題や新たなディベロッパーの身内の問題ということで相当時間経過がございました。そういった関係から正式な話ではなかったですけれども、委員会の開催の中で、機会あるごとに旧国際ホテルに絡んだ問題、そして新たな再開発事業の取組状況、そういったものについて各教育委員の皆さんとも話した経緯があります。

正式な場面ではありませんけれども、今回、建設部としましては、さきの建設常任委員会で、これまでの経過報告を行うということがありましたので、私ども教育委員会といたしましては、まだ具体的にこれからプールの対応について、これから検討に入らなければならないと思うのですけれども、とりあえずこれまでの状況説明を話させていただきまして、そして具体的に今後詰めていく必要があるというようなことで、先般の議会に報告させていただいたと、こういう状況でございます。

古沢委員

総務部長が少し解きほぐしてくれたのですけれども、考えられるのは二つ。一つは、代表質問のときも話しましたが、全国的に特に駅前周辺再開発事業というのは、なかなかうまくいっていない。その最大の理由は、保留床の処分ができないからだ。何とかしなければいけないということで、自治体がそれを引き受ける、こういう事態が発生しているということからすれば、小樽市の場合、逆なのです。ですから、考えられるのは二つ。本当は施行者になるべき今の準備会、当然、市がその権利者として、一員ですけれども、事業主体は民間だと。その施行者が何としても市に残ってくれと、通常、全国的な状況からいったら、そういう流れのはずなのです。しかし、市の方がいやいや実は何としてもこの際、これをきっかけに室内水泳プール撤退したいと、こうやって市が頼み込んで、頼み込んで、頼み込んで、民間施行者側がそれなら仕方ないというふうに絵を描いたか。あなた方が、教育委員会の方も言っているように街なか活性中心、駅前中心の再開発活性化をするために、民間の人たちがあたかも室内水泳プールが邪魔になると活性化にとっては、だからこの際、退いてほしい、それを泣く泣く市側が仕方ないことだと認めたら、このどちらかですよ。どちらなのですか。

総務部長

これは本来、担当している建設部の方で、一つはそのまちづくりという一つの視点、都市計画という視点の中で、その駅前地区をどういうふうに考えるかというあたりの部分ですから、私が答えるべきことではないとは思いますが、この問題を庁内関係部で協議をする中では、今、古沢議員がおっしゃったように、この際だから出たという前提ではなくて、先ほども申し上げましたように、施行者として市はなり得ないと。悪いけれども、大変な財政状況の中では難しいと。しかし、いろいろな形での支援といいますか、その中には当然権利は持っていますから、そういう中で発言をしているということは、準備会の中ではしているのですけれども、基本的なベースとして示されているのは、あくまでも採算性なり、何なりも含めて温水プールの絵柄というのは、考え方の中には示されていない。それで、この中で何とか事業性を見だしたいという、こういうことで今、準備会の中で設計事務所といいますか、そういった中で示されている案があるわけです。

今回、総務常任委員会で報告した以降、いろいろ議論いただいているのですけれども、これに対する教育委員会としての基本的なスタンスを事務レベルのスタンスとして話したのかなというのは、私自身は思っているわけで、これから市長部局の方としても、いろいろな対応がどういう対応ができるのか。先ほど室内水泳プール館長が言ったように、これからは検討を具体的になくするという前提の中で、どういうことができるのかという、こういった話も含めてしていかなければならない課題かと思っていますので、今、基本的なところで御指摘があるのでしょうか、あくまでも民間開発の中の絵の中に、採算性というものを中心にして考えたときに、プールを取り込むということができなかったということです。それから、それを建設部の中では、基本的に可としているのは、まちの中で、やはり商業振興も含めた街なか活性化計画の中での取り込んだ事業ということも含めて考えているようですから、そういうことで報告を受け、それで一定の事務方の判断をした、ということだろうと思います。

古沢委員

つまり施行者には市はなれないのだと。それは再三再四言っています。しかし、権利者だ。だから、都市再開発法で言えば71条ですね。権利変換を希望しない旨の申出等と条項があって、施行者に対して権利の変換を希望しない、金銭の給付を希望すると、この立場なのでしょう。床の権利持っているけれども、この際だから金にかえてちょうだいと、ありていに言えば、そういうことだね。

それで、教育委員会に最後聞きますが、要するに、先ほど総務常任委員会の報告を繰り返してもらいましたけれども、教育委員会としてということで報告をしたわけです。しかし、だれが、どの段階で、どの権限において教育委員会として報告をされたのですか。

(「教育部次長」と呼ぶ者あり)

委員長、いいんです、時間がないから、答えられるはずがないのですから。教育委員会で正規に議論もしていないのですから。社会教育委員という組織もありますけれども、先ほどの質問の中に出てこられた方が務めている、そういう組織に教育委員会として、例えば社会教育施設、教育機関だから、こういうことがあるのだけれどもと、諮問したわけでもないし、ましてや、正規の教育委員会において、きちんと報告して一定の方向を確認されたわけでもないし、ついに加えて言えば、総務部長は事務レベルでとおっしゃった。いわば事務方、事務方同士でツールとしていたことを教育委員会としてというふうに、あたかも教育委員会で正規の手続、ルールをくぐって報告されているかのように議会に対して行ったのです、あなたたちは。新聞にも報道されたのです。その後、どういう状況になっていますか。あそこを廃止されたら困るという声がどんどん出てきていませんか。私たちの控室にもよく電話入ってきますよ。こういうやり方が、今回に限らず、年に一度はお祭りのように出てくる、小樽市は。これはどうしますか、議会としてははかられたというのか、はめられたというのか、どうしますか。

教育部長

まず、社会教育委員会会議の件も触れられておりましたので、そのことから申しますと、直近の社会教育委員会議は7月11日に開いております。その時点では、まだ一切頭出しされた状況にはない、先ほど申しましたように7月25日に準備会が正式に発足したわけです。それ以降にいろいろ展開、今、出てきているわけです。ですから、その場面では、7月の時点では、まだお話しできるような、

(「臨時にだってできるでしょう、議会に報告する」と呼ぶ者あり)

それと、教育委員会の関係でございますけれども、先ほど、私、触れたと思いますけれども、ですから、今まで、これまで、準備会が正式に設立されるまでの間、相当数時間経過があったわけです。ですから、具体的に絵が示されたといった状況にもないわけでしたので、正式な協議に入る状況ではなかった、こう申したと思います。そういった中にはありましたけれども、途中経過につきましては、正式な場面ではありませんけれども、私の方から委員会の開催の都度、状況、情報提供、話させていただいた経緯はあるわけです。そして、先般の9月の下旬の定例教育委員会の会議におきましても、この話をさせていただいておりますけれども、正式に今の法律に基づいた廃止条例の関係とかそういったところまで、全然、議論は至っておりません。現段階での、いわゆるプロセスとしての話をさせていただいた。そして、教育委員の方からも本市のまちづくりという観点、非常に大きな事業、極めて大きな観点からとらまえないければならない問題だろうと。ひとり教育委員会の枠だけで、むしろ枠を超えた、要するに本市全体の取組というものが必要だろうと。委員の中にそういう認識を持たれていると。ですから、また申しますけれども、今後、具体的にあらゆる角度から詰めていかなければならないと、現時点ではこういう状況でございます。

古沢委員

念のために言っておきますけれども、市長部局側の事務方で、この先どういう段取りになるかということ、おおよそ、年が明けて雪解け時期には都市計画決定でしょう。夏前くらいには、これは、総務部長、これは認可申請までいきますか。でしょう。そうすると、要するにこういう再開発ビルを立ち上げるというふうに、いろいろ検討されているものを固めるのは、今年の11月くらいにはそうしたいと言っているのです、逆算していくと。つまり、今、議会を含めて外堀、内堀が着々と埋められているのですよ。そしていよいよと、集合がかって、例えでよく言いますけれども、大坂夏の陣、冬の陣です。集合がかって大阪城に入ってみたら、外堀も内堀もない、白旗を揚げなければならないという状況で、定例の正規の教育委員会が開かれる。正規のというか、それを受けて、議会側も判断を迫られる。着々と今もう既に外堀が埋まりましたね。第3回定例会で知らず知らずのうちにはめられてしまったのです。どうします、開いたら今度11月ですよ、我々は第4回定例会しかないのですから、もう。どうすればいいのですか、議会としては。

総務部長

今の日程といいますか、これも今、教育部長が言ったように、事業性も含めて、かなり民間事業、準備会を立ち上げるとというのが一方である。それからもう一方では、どういった事業をしていくかということについてのたたき台も含めて、かなり民間事業者に対する事業提供なり含めて、いろいろ余曲折があって一定程度こういった方向でいこうかという案が出たのが、正直言って今月の頭くらいだったというふうに記憶しております。そういった状況の中で、当然その準備会そのものの中にはどんどんそういう民間事業として進めたいという意向の中で、物が出ていく、市の方としては全くそれを議会に報告しないという、こういう状況にならないと判断をして、急ぎょ今回の常任委員会の中で双方で説明しようという話をしたということなのです。

問題は、手続の問題で御指摘のあった部分は教育委員会の中で、あと整理するかについて議論いただいて、一定の整理をしてもらえないかというふうに思っていますけれども、問題は今回の室内プールそのものを廃止しようという、せざるを得ないですね。室内プール自体が必要ないという状況ではなくて、この民間事業の開発、いわゆるああいうホテルが休業の状態になっていて、その周りの商店がどんどんテナントが抜けていくというサンビルの状況というものをごどう考えるかというそこら辺あたりは、市として金でもあれば市が改めているいろいろなことをやればいいのかもしれませんが、そういう状況にない中で、民間がいろいろな形で事業をやろうというように言ってきているわけですから、その事業そのものに、やはりうまくやらせるためにはどうするかという選択肢の中では、その室内プールを取り込むことができないということを言われているわけですから、我々としては、そのところについて室内プールは要らないというよりも、事業性そのものを考えざるを得ないというのが、一つの考え方でございます。では、次のプールはどうするという議論の中では、ここ数年間の間にできるような一つの財政的なスタンスにはありませんので、将来的な課題の中で、今50メートルプールの陳情も出ていたりいろいろしているわけですから、そういう中で一つの課題として継続的に議論すべきかという、私ども市長部局としては一定程度そういう考え方の中で、何とか駅前再開発ビルの再開発を無事に終わればという、こういうスタンスは持っているわけです。

したがって、その辺の話も含めた資料提供などを建設部を窓口にしなが、また、議会の中で示して、一定の方向を協議していきたいというふうに考えておりますので、その中で議会議論が不十分ということで、結果的にいろいろなスケジュール自体がずれるという現状については、これはまた、これらのいろいろな課題を整理するという意味では一つの判断もしなければならぬ部分もあるかなとは思いますが、ただ、国の補助事業メニューに入れていくというような形になると、一定程度その期間なり月日は限られるということが言えると思いますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

古沢委員

第3回定例会での出来事ですから、決算特別委員会であらうかというのは、多少無理のある話を承知で言っているんですね。それで、ただ、今、総務部長も適切な助言、その限りでは、私はなるほどなと思いました。教育委員会として適切な処理をされるべきものだと、これはこれでちゃんと示してください。少なくとも、決算特別委員会の中で私が取り上げたことですから、決算特別委員会の最終日までにするのか。つまり、教育委員会としてという報告をしたことは事実ではなかったのですから、だれがそういう報告の責任を持つのかということと、教育委員会としての報告でないとしたら何の報告なのか、きちんとした説明をしてください、これが一つです。

もう一つ、最後の総務部長答弁にありましたけれども、総務常任委員会報告を受けたときに、あったときに、それで担当のところに行きました、教育委員会がこういうふうにして報告しているのだから、少なくとも絵はできているだろうと。議会に報告している以上、その資料として見せてくださいと、出せないというのです。何もかにも公式には出せない、探せないと言っておいて、外堀は着々と埋めておいて、さあ、第4回定例会、12月だと。絵とすればもう固まって動かしようがないと。室内プールどころか、玄関先の池さえない、そんなビルが建ってしまうというようなことになったら困るから、出せるものは出してくれと。そうしたら、プールは今は無理でも、将来考

えようではないかという議論だって出るかもしれないですよ、今、総務部長が言ったように。それから、プールがあった方がよりにぎわいの、駅前再開発活性化にとってプラスになるではないかという意見が出るかもしれません。何よりも、プール事情が拡充したから大丈夫だと言っているのだけれども、そのとおりなのだろうかという今まで利用してきた人の心配に本当にきちんと答えていくためにも議論しなければいけない。その時間がないのです。だから、少なくともそういう資料はできるだけ提供してください、部長がおっしゃったようにね。この点についてお答えをいただいて、私は終わります。

総務部長

先ほど、話したのは、現地でプールを将来うんぬんというよりも、基本的には存在そのものというか、室内プール自体を小樽駅前で行っていたプールの任務といいますか、その機能といいますか、それ自体を否定してなくするというスタンスではないということを示しているわけです。

もう一つは、先ほどから何度も言うように、民間事業ですから、これから絵としてぽんと出て、それはまだいろいろ変わる要素がこれから十分ある。ただ、機能としてはこういうものを入れたいという一つの中で、その前提にした絵の存在というのは否定はしません。ただ、建設部で出せない事情はあるのでしょうから、ただ、少なくとも私どもが参画をしてきたビルを壊してやろうではないかという部分ですから、それでプール自体が取り込めないという、こういったことを説明をしなければならない、そういったことですから、関係部を通じて開発を準備しているところに話をしたいと思います。

問題は、今の準備会というのは施行者ではありませんので、ひょっとすると最終的には組合をつくって、今の準備会が施行者になり得るかもしれませんけれども、まだ、準備をしている段階ですから、そういう意味では絵を出したとしても、これからまたいろいろ変わるということもあるので、原部としては、今の段階で示されないという話をしたのでしょうけれども、必要な範囲で資料は提出するように話をしたいと思います。

委員長

共産党の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。